

平成29年第1回柳津町議会定例会会議録

平成29年3月8日第1回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第1号・陳情第2号・陳情第3号

一般質問（通告順）

議案第23号 平成28年度柳津町一般会計補正予算

議案第24号 平成28年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算

議案第25号 平成28年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第26号 平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第27号 平成28年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第28号 平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第29号 平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第30号 平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第31号 平成28年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第32号 平成28年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

- 議案第 33 号 平成 28 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 34 号 平成 29 年度柳津町一般会計予算
- 議案第 35 号 平成 29 年度柳津町土地取得事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 29 年度柳津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 29 年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 29 年度柳津町介護保険特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 29 年度柳津町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 29 年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 29 年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 29 年度柳津町下水道事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 29 年度柳津町簡易排水事業特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 29 年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算
- 報告第 1 号 予算特別委員会付託案件審査結果報告
- 報告第 1 号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
- 報告第 1 号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
- 議案第 1 号 柳津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 柳津町教育委員会学校教育アドバイザー設置条例の制定について
- 議案第 3 号 柳津町表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 柳津町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 柳津町減債基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 柳津町ふれあい福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 柳津町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第14号 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第15号 柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 監査委員の選任同意について

議案第17号 柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について

議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第19号 JR只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書（案）について

議案第20号 町道路線の廃止について

議案第21号 町道路線の認定について

議案第22号 町道路線の変更について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議案第45号 副町長の選任について

議案第46号 工事請負契約の締結について

議案第47号 和解について

議案第48号 平成28年度柳津町一般会計補正予算

報告第3号 専決処分の報告について

議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

平成29年第1回柳津町議会定例会会議録

第1日 平成29年3月8日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	5番 田 崎 信 二	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	6番 小 林 功	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	7番 菊 地 正	11番 伊 藤 昭 一

2. 欠席議員は次のとおりである。

8番 齋 藤 正 志

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
副 町 長 郡 司 博 道	保育所長 矢 部 良 一
総 務 課 長 角 田 弘	教 育 長 目 黒 健 一 郎
出 納 室 長 金 子 佳 弘	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 鈴 木 春 継	公 民 館 長 船 木 慎 弥
地域振興課長 菊 地 淳 一	代表監査委員 目 黒 忠 威

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 天 野 高 専 門 員 鈴 木 一 義

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第6 陳情について 陳情第1号・陳情第2号・陳情第3号

日程第7 一般質問（通告順）

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから平成29年第1回柳津町議会定例会を開会いたします。

欠席届の報告をいたします。

8番、齋藤正志君が病気のため欠席届が出ておりますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

1番、岩渕清幸君、2番、磯目泰彦君、3番、伊藤 純君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から3月17日までの10日間と協議願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日から10日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより平成28年12月14日開会の第4回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

また、一般質問の中で検討します等の答弁についての報告については、議会全員協議会に

において報告書に基づき協議を行います。

次に、柳津町監査委員より、平成28年11月から平成29年1月までに關する例月出納検査結果の報告がありました。お手元にお配りした写しのとおりでありますので、報告にかえます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

6番、小林 功君。

○6番（登壇）

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る2月14日から20日までの7日間を会期とし、会津若松市北会津公民館2階大ホールにおいて議会定例会が開催されました。

管理者提出案件は7件です。うち条例案件1件、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道企業職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部を改正する条例についてであります。ほか予算案件6件、平成28年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計及び特別会計予算と平成29年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計及び特別会計予算についてであります。また、議会側提出案件3件であります。うち単行案件1件、これは平成29年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査の実施についてであります。ほか報告案件は2件です。監査の結果報告と平成28年度会津若松地方広域市町村圏整備組合行政調査結果報告がありました。これらの提出案件については、全議案とも特に異論なく原案のとおり可決・承認されましたことをご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでごらんください。

以上です。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

平成29年度の施政方針と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第1回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、条例の制定や改正、平成28年度の補正予算案及び一般会計を初めとした平成29年度の各会計当初予算案、並びに、振興計画目標数値の変更など重要案件をご審議いただくところではありますが、開会に当たりまして、町政運営の基本的な考え方など所信を申し上げたいと存じます。

さて、我が国の経済情勢は、2月の月例経済報告では、景気は一部に改善のおくれも見えるが穏やかな回復基調が続いているとして、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされているところでもあります。

こうした中、政府はデフレからの脱却を完全なものにするために、経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略2016、まち・ひと・しごと創生基本方針2016及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行するとともに、働き方改革の具体的な実行計画を取りまとめ、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策を進めているところであり、これにより好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた景気の好循環のさらなる拡大を実現しております。

こうした中、間もなく東日本大震災から6年、新潟・福島豪雨災害から5年7カ月が経過をいたしますが、この間、震災で失われた尊い命を悼み、また、大雨による被害とその教訓を忘れることなく心に刻んで、風評被害対策、復興対策等に取り組んでまいりました。

また、急速な少子高齢化により地域、教育、家庭等を取り巻く社会生活環境が日々変化をしている中、今年度からは第5次柳津町振興計画の後期基本計画がスタートしたところであり、町の将来像であります「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」を目指し、6つの基本政策、そして政策を構成する28の施策について、各分野における重点事業を定め、議員の皆様方、関係者の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りまして、町民の福祉の向上のために取り組んできたところでもあります。

そうした中で、柳津町の平成29年度当初予算案についてであります。今後本町が目指す将来像を着実かつ確実に実現するため、「子育て支援の充実」、「交流・移住・定住の促進」、「学校教育の充実」の3つを重点施策に据えながら、総合的、計画的に各施策に取り組み、さまざまな分野において直面する課題や複雑多用化する住民ニーズに的確に答えてい

くことを基本として、限られた財源を最大限に生かして予算編成を行ったところであり、一般会計では42億2,700万円と、対前年度比5億2,700万円の増、率にして14.2%の増となりました。また、10の特別会計を含めた予算合計では、59億7,905万円で、対前年度比4億7,251万円の増、率にして8.6%の増となったところであります。

主要施策の概要としましては、まず「誰もが安全で安心して生活できるまちづくり」では、「子育て支援の充実」としまして、健やかに安心して子供を産み楽しく育てるための支援策として、引き続き、出産時や小中学校入学時に祝い金を支給する頑張り子育て応援金事業、子どもの疾病の早期発見及び予防のための乳幼児発達支援事業や乳幼児健診事業、乳幼児健康相談事業、子育て世帯の経済的負担を軽減する子ども医療費助成事業、学校給食費の負担軽減や保育料の第三子以降の無料化、多子世帯の保育料軽減、家庭での育児の一助とすることを目的とした絵本配布事業等を継続して実施してまいります。

また、4月から子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで総合的な相談支援を実施してまいります。

保育では、保護者のニーズに応えながら延長保育・乳児保育・障害児保育を充実させ、仕事をしながら子育てをする家庭を支援するとともに、子供たちへのかかわりの大切さや育児の楽しさを保護者に伝えるため、乳児を持つ親や妊婦さんを対象にした講演会などの活動を毎月行ってまいります。

また、食材の安全管理を徹底し、よりよい食事を提供するとともに、栄養管理、アレルギー対応、離乳食、食育指導の充実を図ります。

さらに、児童の通所・降所の安全を確保するため、柳津保育所の園庭の一部の舗装工事を行います。

学童保育では、認定資格を取得した指導員を配置し充実を図ってまいります。

こうした取り組みを安定的に実施するため、子ども・子育て基金に原資を積み立ててまいります。

「健康づくりの推進」としましては、これまでの基本検診・特定健診、各種がん検診に加え、歯周病疾患検診を新たに実施し、それぞれの検診の結果、指導が必要な方には管理栄養士や保健師等により重点的に保健指導を実施し、生活習慣病の発症や疾病の重症化の予防に取り組んでまいります。また、データヘルス計画の活用により徹底した個別指導を行うとともに、未受診者には個別に受診勧奨を実施し、意識の高揚を図り、受診率向上に努めてまいります。

さらに、町民が自主的な健康管理に取り組むための仕組みづくりとして、運動や食事、喫煙等の生活習慣を見直すための動機づけを支援してまいります。

医療費の適正化対策では、医療の実態把握や分析を行い、適正受診の指導、頻回・重複受診世帯の訪問指導等を実施し、医療費の抑制に努めてまいります。

「高齢者や障害者の住みなれた地域や家庭での自立促進」としましては、高齢者世帯が増加する中、可能な限り住みなれた地域で安全に安心して暮らしていくため、引き続きひとり暮らし高齢者への緊急通報システムの貸与や配食サービスの実施、日常生活用具の給付などの生活支援に取り組むほか、健幸クラブやお達者クラブ等の介護予防事業を継続し、介護を必要としない生活支援づくりに努めてまいります。また、4月から要支援の認定が受けられない方も、健康や生活機能の状態に合わせて通所介護サービスや訪問介護サービスを利用できる総合事業を開始し、サービスの充実を図ってまいります。

さらに、認知症対応型グループホームを利用する低所得の方への助成や、介護職員の確保及び離職者の減少に資することを目的として、介護職の資格取得にかかる費用の助成を引き続き実施してまいります。

「防犯対策の推進」としましては、行政区が行う防犯灯の設置、更新、修繕について、平成27年度からの2カ年、マイマイガ対策として補助率を10%上乘せしてまいりましたが、LED化による地区の経費削減という観点から、平成29年度につきましても引き続き70%の補助率で実施してまいりたいと思います。

また、新たに防犯カメラ整備のための設置場所の選定等の調査・設計を行ってまいります。

「火災、災害対策の推進」としましては、耐震性貯水槽の新設、小型動力ポンプの更新、琵琶首屯所の新設など消防力の充実強化に努めるとともに、有事の際に町民にいち早く情報を伝えるために必要な防災行政無線のデジタル化のための実施設計を行い、土砂災害ハザードマップを更新するなど、防災面でも住民の安全を確保するまちづくりを推進してまいりたいと思います。

「安全安心な水の供給」としましては、水道水の放射線モニタリング検査を継続して実施するとともに、今年度から着手する遠隔監視装置の設置を継続して行い、施設管理の充実を進めてまいりたいと思います。

次に、「未来に希望の持てる活力あるまちづくり」では、「売れる農業の推進」としまして、県会津坂下農業普及所やJA会津よつばと連携しながら、農産物の品質の向上、収量の確保を推進するため、先進技術や施設の導入、栽培指導会の開催などを進めてまいります。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による農産物等の風評を払拭するため、引き続きモニタリング検査を実施するとともに、県内外に向け安全・安心な農産物のPRを行ってまいります。特に、新年度はJA会津よつばと17市町村によるトップセールスが東京都で実施される予定であります。市場関係者を初め消費者に対し広くPRをしてまいりたいと、そのような考えを持っております。

「経営規模拡大による所得向上の推進」としましては、担い手への農地集積を促進することで、規模拡大による所得の確保や優良農地確保による生産性の向上を図るため、新規事業として、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が新たに農地を借り受ける際に支援をしてまいりたい、そのように思っております。

また、平成30年から国による生産数量目標の配分が廃止されることや、年々米の消費量が減少していることを受け、今後さらに主食用米の需給調整を行い、米価の安定を図っていくことが重要であることから、主食用米にかわり当町の主要作物である野菜や花卉の新規作付や規模拡大を新たに支援することで、水田の有効活用と農家所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、引き続き、経営面積の拡大等を目標とする経営体に対し農業用機械や設備等の購入経費の支援を実施し、生産性の向上による農業所得の確保や低コスト化へ支援を行ってまいります。

「農林業従事者の確保」としましては、引き続き認定農業者や認定新規就農者の認定支援を関係機関と連携しながら進めて、国の経営所得安定対策への加入や各種補助事業、融資の優遇措置などを活用できる環境を整備していきたいという考えを持っております。

また、近年、法人化や集落営農組合の組織化が進んでおりますので、経営計画の達成に向けた支援を行ってまいります。

さらに、当町では青年就農給付金の受給者に独自に上乘せをして支援を行っておりますので、こうした点も情報発信しながら町内外からの新規就農者の確保に努めてまいりたい、そう考えております。

「荒廃農地の解消」としましては、引き続き中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を有効に活用し、集落等と連携しながら共同管理等により農地を保全することとしております。

また、農業委員会等に関する法律の改正により、今年度から従来の農業委員に加えて農地利用最適化推進委員が新たに設置されたところであり、優良農地の確保と耕作放棄地の発生

の防止や解消に向けた農地利用の最適化を進めてまいりたいと考えております。

さらに、振興作物であるソバ、ナタネの作付拡大を図り、農地の有効利用を支援してまいります。

「林地荒廃の防止」としましては、平成25年度から継続して実施しているふくしま森林再生事業を主軸に境界の明確化、路網整備及び森林整備を一体的に進めてまいりたいと、そのように思っております。

また、森林環境交付金を活用し、只見川沿いを中心とした森林景観整備とあわせて町内の小学校、中学校を対象とした森林環境学習を行ってまいります。

さらに、今年度会津管内13市町村や関係機関等が協力して森林資源を生かしたバイオマス構想のマスタープランを策定しているところでありますので、今後の動向を見守ってまいりたいと考えております。

「有害鳥獣被害の防止」としましては、従来ツキノワグマやカワウ等以外に、近年はイノシシの出没地域が拡大し被害が増加傾向にあります。さらに、今年度策定しました鳥獣被害防止計画には、新たにハクビシンとニホンシカを対象鳥獣に加えたところであり、鳥獣被害が多様化する中で、関係機関の指導をいただきながら電気柵の設置による被害防止など地域住民等と一体となった対策を講じてまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣捕獲隊員の高齢化に伴う後継者の育成が急務となっておりますので、狩猟免許の取得を支援するなど隊員の確保に努めてまいります。

「観光の振興」としましては、観光関係者の皆さんの努力により、平成28年の観光客入込数は東日本大震災前の数値に近い91万人まで回復してきましたが、安定した集客数を維持するためには、今後もさらなる努力が必要であると考えているところであります。

このため、観光協会の組織強化を目的として昨年に引き続き事務局長の人件費を補助するほか、イベントの企画運営を行う地域おこし協力隊員を募集し、町と連携した観光サービスの充実や集客活動の強化、イベント事業等を展開していくことに加えて、町の中学生を観光大使に任命し、修学旅行時に町をPRしていただく事業や、新たに年間の事業を通して中学生に柳津町の歴史と魅力を再発見していただき、郷土愛を育むような事業を行ってまいりたいと考えております。

また、外国人受け入れのために、極上の会津プロジェクト協議会インバウンド部会や奥会津五町村活性化協議会による招聘事業に参画し招致を進めると同時に、町内での受け入れ体制を整えてまいりたいと考えております。

さらに、新たに旅行エージェント等へのPRや海外へのPRに有効なドローンを使用した観光PR動画を製作し誘客活動に力を入れるほか、風光明媚な門前町の景観を維持するため、桜樹の撫育や瑞光寺公園の整備を継続して実施してまいります。

加えて、赤べこ発祥の町をコンセプトにしたまちづくりを継続し、毎年実施しているうつくしま水ウォーク赤べこの里・やないづ大会や赤べこまつりなどのイベントのほか、歩行者天国やスタンプラリーなどの町なかを周遊するイベントを実施することにより、円蔵寺周辺や門前町商店街のにぎわいを創出し、まちなかを楽しめる環境づくりを行い滞在時間を延長する、そして宿泊者の増加を図ってまいりたいと、そのように考えております。

一方、地域間交流では、震災以降継続しているお台場地区の子供たちと町の子供たちの交流を本年も継続して実施するほか、本年度は新潟県出雲崎町との姉妹都市提携30周年の記念の年でありますので、記念事業や交流をさらに深めていくような事業を実施してまいりたいと、そのような考えであります。

「商工業の振興」としましては、まちなか商店街の活性化のために商工会が実施するにぎわい創出イベント等の開催を支援するとともに、福満商品券発行事業に対して補助金を交付し、町内での消費の拡大を図ってまいります。

また、新たに、新規起業者への支援や町内事業所の後継者に対する支援制度を設け、商工業の活性化を促進してまいります。

「雇用対策」としましては、引き続き国の事業を活用し、震災後の風評の払拭のための事業を実施するほか、工業団地やハローワークからの情報を積極的に開示し、広域連携による通勤圏内における雇用の促進を図ってまいります。

次に、「豊かな自然と共生する美しいまちづくり」では、「循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進」として、分別収集の徹底を図るほか、資源物資等のリサイクルをより一層促進して良好な生活環境の保全に努めてまいります。

「自然環境の保全」としましては、環境に配慮した個人住宅の改修等に対して支給する住宅改修支援事業について、さらに1年延長して実施をしてまいります。

また、平成21年度から実施している住宅用新エネルギー設備設置導入助成事業を引き続き実施して、地球温暖化の防止を推進してまいります。

「下水道利用の促進」では、下水道に接続する町民に対して助成する住環境整備助成事業を継続して実施し加入率の向上に努めるとともに、生活環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、「連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり」では、「道路ネットワークの充実」としまして、地域格差の是正や冬期間の交通障害の解消を図り、安全で円滑な交通環境を確保するため、引き続き町道五疊敷大成沢線、鳥屋居平線等の整備を進めるとともに、国・県の道路の整備についても積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

「公共交通ネットワークの充実」としましては、町民バスのダイヤの見直しに当たり、利用者の利便性の向上や他公共交通とのさらなる連携の強化を図る一方、無駄を省いた効率的かつ効果的な運行体制を検討してまいりたいと考えております。

「情報通信ネットワークの充実・活用」としましては、利用率が低い傾向にある高齢者などを対象にICT体験会を開催して、光通信ネットワークのメリットや活用方法などを体験していただき、光ネットワークへの加入促進を図るほか、観光休憩施設ほっとinやないづにWi-Fi設備を整備してまいりたいと考えております。

「交流・移住・定住の促進」としましては、結婚祝い金支給事業や独身者に出会いの場を提供するための結婚支援事業を引き続き実施してまいります。

また、定住を促進するとともに人口減少を抑制するため、本庁地区に集合型の定住促進住宅の整備を進めるほか、支所地区に2戸の定住促進住宅を整備するとともに、柳津町に住宅を新築する方に対する補助事業を継続して実施してまいりたいと考えております。

さらに、「空き家対策」として、移住定住政策や安全で安心な生活環境の整備のための基礎資料とするため、区長さんに協力いただきながら継続して空き家データベースの追加や更新を行うほか、平成29年度中に空き家対策協議会を設立したいと考えております。

なお、これまでの危険空き家の解体除却経費や転入者に対する空き家改修等の経費に加えて、空き家を利活用する場合に家財道具等を処分する費用についても新たに補助を実施してまいります。

次に、「一人ひとりの個性が輝くまちづくり」では、学校教育の充実としまして、かしこく、たくましく、心やさしい柳津っこを育てたいというのが町の願いであり、子供たちが意欲を持って学習に取り組み、基礎的な学力を身につけ、学び続ける態度や意思力、協働する姿勢など、将来を生き抜く基礎を育成することができるよう学校教育環境等の整備を図るとともに、地域に根差した学校教育を推進し、地域・家庭・学校が連携して心豊かで幅広い社会性を身につけた児童生徒の育成に努めていきたいと考えております。

このため、特別な支援の必要な児童の指導支援に当たる支援員や複式学級の指導を学年ごとに分けて実施するための複式学級指導担当の教員、小中学校図書館の整備充実と機能強化

を進めるための図書館司書を引き続き独自に配置し、児童の実態に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

さらに、グローバル化し絶え間なく変化する厳しい経済環境の中で生き抜くことのできる対応力の基礎を養うために、英語指導助手を配置して国際感覚、コミュニケーション能力の向上及び英語教育の充実を図るほか、タブレット端末などのICTを活用して効果的に学習ができる教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、中学校2校を統合し、平成30年4月に新たな学校を開校する計画を着実に進めるため、現在の柳津中学校の校舎及び体育館の大規模な改修を実施するほか、統合中学校開校に必要な準備を順次進めてまいります。

一方、学校給食センターにつきましては、三島町と昨年6月に協議書・協定書を締結したところであり、新年度内に完成させ平成30年4月からは三島町と共同で学校給食を実施してまいります。

「生涯学習の推進」としましては、次代を担う青少年の健全育成は重要な課題であることから、体験教室などによる学習機会を提供するとともに、日ごろの子供たちの安心かつ有意義な居場所づくりのために放課後子ども教室の充実を図ってまいります。

また、生涯学習の拠点であるやないづふれあい館を、趣味や教養活動、健康づくりの場として誰もが利用しやすく仲間づくりの場として大いに活用できるよう、多岐にわたる学習機会を設けるほか、館内の図書機能を充実して読書活動を推進するとともに、独学の場としての活用にも力を入れてまいります。

さらに、健康で活力ある日常生活を維持するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団活動への支援を継続するとともに、各種スポーツ団体と連携し、2020年東京オリンピックへ向けスポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

「地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興」としましては、やないづ町立斎藤清美術館は、平成9年の開館以来、斎藤清作品という国際的に評価の高い文化資源により町民が美術に親しむ機会を提供してまいりました。住民の豊かな感性を育成し教養を向上させ、さらには郷土意識を涵養し、地域に活力を与える重要な施設として今後も運営をしてまいりたいと考えております。

一方、近年、美術館や博物館は、さまざまな人を引きつけ、観光客や交流人口を伸ばすための観光・経済インフラ、地域活性化の軸としての役割も担っており、その重要性は年々増しております。

こうした中、当美術館は、作品のファンの高齢化や団体客の減少、震災による風評被害の影響から入館者の減少が続いておりましたが、ここ数年来の努力により入館者が震災前の平成22年度を上回り、販売収入においても過去10年間で最高益を記録するなど上昇に転じる兆しを見せております。

この流れを確実なものにするため、開館20年・斎藤清没後20年となる本年は、ノルウェー大使館の全面的な協力のもと世界的画家ムンクの作品による特別展を実施するほか、昨年に引き続き東京・渋谷ヒカリエでの斎藤清展の開催、県外の美術館での斎藤清展開催への作品貸し出しや支援など、柳津町の知名度と美術館の価値向上について継続的に取り組んでまいりたいと、そのような考えを持っております。

また、地域に愛される美術館を目指しながら、大学や他館との連携を推進するとともに、滞在作家による作品の公開制作、気軽に参加できる創作活動体験の開催など、人と人との交流を促進し、地域住民がアートに触れる機会を提供してまいりたいと、そのような考えを持っております。

最後に、「町民との協働でつくる個性のあるまちづくり」では、「効果的・効率的な行政運営の確立」としまして、引き続き住民の立場に立った行政運営を図るため、町民皆様の声を集め施策優先度評価を実施してまいります。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の制定に関する案件2件、条例の改正に関する案件13件、監査委員の選任に関する案件1件、柳津町振興計画基本計画の変更に関する案件1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する案件1件、JR只見線会津川口・只見間の鉄道復旧に関する確認書案について1件、町道路線の廃止、認定及び変更に関する案件3件、平成28年度補正予算に関する案件11件、平成29年度予算に関する案件11件、専決処分の報告に関する案件2件、以上の46件であります。

議員の皆様には、慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第1号「柳津町中学校の統合延期についての陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付

託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定いたしました。

陳情第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

陳情第3号「平成30年4月開校予定の統合中学校の校名案に関する陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

◎一般質問

日程第6、これより一般質問を行います。

通告順により小林 功君の登壇を許します。

6番、小林 功君。

○6番（登壇）

さきに通告のとおり、2点について質問をいたします。

1つ目、中学校の統合についてであります。

これまでの経緯は、平成18年ごろに議会の質問が出されるなど関心が高まり始め、平成22年には具体的に検討に入ったと理解をしております。その後、調査検討委員会が設置され、教育委員会基本方針の公表、さらに適正配置等審議会が設置されました。今後、数回の統合中学校開校準備町民会議を開き、統合後の具体的内容を町長に答申するとのこととあります。こうして平成30年4月の新しい中学校の開校に向けて取り組んでいるところですが、今後の課題についてお伺いをいたします。

2つ目、町民バスの運行について。

議会から町に対する平成28年度予算意見書では、「町民バスの運行は安全運行に努め、利用者のニーズに応じた合理的かつ有効な運行方法を早急に検討し、ダイヤ、路線等の見直しによる乗車率の向上に努めること」との意見を付しました。これに対する回答について質問をいたします。

①利用者の実態を精査し、無駄のない運行体制の確立に向けて検討している内容は何か、お伺いをいたします。

②平成30年4月の中学校統合時には大幅なダイヤ改正を要します。準備の進捗状況と改正案の内容をお伺いします。

③利用促進のためにどのようにメディア等を活用し効果を出せたのか、お伺いをしたいと思います。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

6番、小林 功議員のご質問にお答えいたします。

中学校の統合につきましては、これまで統合中学校開校準備町民会議を4回開催し、基本計画、校名・校歌・校章の作成計画及び教育環境整備計画、統合中学校の目指す教育の骨子について諮問をし、答申をいただいているところです。2月に開催しました第4回会議では、校名の答申のために候補からの絞り込みを行うことや通学方法について丁寧に協議をしてい

いただきました。

こうした中、より魅力ある学校づくりのための具体的な計画づくり、安心できる通学体制づくり、そして地域と学校の関係づくりの3点が今後の課題であると考えております。

まず、より魅力ある学校づくりにつきましては、答申を受け、柳津町立統合中学校の目指す教育に示された生きる力を育てる、グローバル化・厳しい経済環境への対応力の基礎を養う、ふるさと・柳津町への強い思いを育てるという3つの基本原則に沿って具体化してまいりたいと考えております。

また、通学体制につきましては、生徒専用線運行を基本に、今後支所地区の保護者と具体的な話し合いを進めてまいります。

さらに、統合によって懸念される学校と地域との関係の希薄化を防ぐため、町全体で学校を支えるシステムとして学校支援地域本部事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長

次に、答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、小林議員にお答えをさせていただきます。

町民バスの運行につきましては、各路線の運転手への聞き取り調査を実施したところであります。約9割が固定的な利用者であり、その大半が高齢者であることがわかりました。こうした固定的な利用者の利用目的としては、定期的な医療機関への受診や買い物等による町なか中心部への移動がほとんどと考えられます。また、それ以外の利用者については、通常家族等の運転免許証所持者の送迎等によって移動している方の臨時的な利用や他町村からの帰省者等であると思われれます。

こうしたことから、現在、乗車数が少ない路線及び時間帯について、定期運行から予約運行へ移行することについて検討しているところであります。平成29年度には全世帯を対象としたアンケートの実施についても検討してまいりたいと、そのような考えを持っております。

次に、中学校統合時のダイヤ改正につきましては、第3回の柳津町統合中学校開校準備町民会議において、支所地区の中学生の通学について、町民バス利用及び生徒専用線双方のダイヤ等を提示して協議をいただいたところであります。その後実施した各委員に対するアンケートでは、全委員から生徒専用線での通学との回答を得たところであります。

これを受けて、第4回町民会議においては、統合後の通学方法及びダイヤ表の案を委員にお示し協議をいただいたところではありますが、今後は支所地区の中学生の通学方法については、専用のスクールバス等によって実施する方向で検討をしてみたい、そのように考えています。

一方、西山小学校の児童及び本庁地区の児童・生徒は、従来どおり町民バスを利用するため、統合中学校の学校活動時間のカリキュラム等に合わせたダイヤ改正が必要かどうかにつきましても、これから関係機関と協議を進めてまいりたいと考えを持っているところであります。

次に、町内でのイベント開催時の町民バス利用につきましては、町広報紙や所管課等が配布する区長文書・チラシ等によって周知をしているところであります。また、町民バスのダイヤ表を町ホームページに掲載しているところであります。加えて、西山地域開発協議会によるせいざん荘線利用促進事業について町ホームページに掲載したところ、当該路線の利用者は対前年比250%となったところであり、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、町民バス利用者の大半が町内の固定者及び高齢者であることから、今後も町内外の利用者向上につながる方法を模索して考えていきたいと、そのようなことを思っているところであります。

以上であります。

○議長

これより、一問一答方式により再質問を許します。

6番、小林 功君。

○6番

それでは、再質問をさせていただきますが、第1点目、中学校の統合についてであります。急速に進む少子化、そして若者の流出などによって子供の数が急速に減少しております。こういった中、平成22年ごろから中学校の統合問題の関心が非常に高まり、1つの選択肢として本格的に議論が始まったわけであります。

中学校の統合と一言で言っても、さまざまな課題があり非常にデリケートな問題であります。第一に、中学校の統廃合が子供たちのためになることなのかどうかということを考え判断することが、何より大切であるというふうに申し上げてきました。そして、第二には、中学校がなくなる支所地区の地域衰退の不安払拭の対話、対応、話し合い解決していかなければならないということもあわせて話をしてきたところであります。

ところが、平成30年4月に新しい統合中学校の開校に向けてもう1年余りとなったことしの1月12日、中学校の統合の延期を求める陳情書が議会議長宛てに提出され受理されております。これは杉の子会の代表者名で出されているものであり、この杉の子会というのは、支所地区の保育所・小学校・中学校の保護者から構成されている団体であると聞いております。現役保護者の7割近くが、統合が時期尚早であると考えているという内容に、見たときに愕然としました。一体なぜこの時期にこのような陳情がなされたのか、町はどのように受けとめているのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

では、お答えします。

教育委員会として、平成25年11月に中学校は統合するという基本方針を公表して以来、説明会あるいは町内で広報等で内容の説明を実施し、理解を図るべく努力をしてまいったところですが、さらに、28年3月の町議会において柳津町統合中学校開校準備町民会議条例を上程し可決いただいて、具体的な中学校の準備を進めているところですが、第4回の町民会議の中で学校名の絞り込みについて審議いただいているような、このような状況の中で陳情が出されたということにつきましては、大変戸惑いを覚えておりますし、これまで進めてきた理解を十分に進められなかったということに対して、私どもの説明が不足していたのかと反省をしているところです。

平成24年度から始まった中学校の将来に関する話し合い、これについては当初、統合、存続、あるいは西山での小中一貫、3つの方策といった抽象的な中身での議論から始まっております。その後、平成25年度からは統合という方向性を打ち出しての話し合いと説明をしてまいりましたが、今考えますと、説明を受ける側にとって目指す学校像など将来の姿がその時点ではいまひとつ具体性に欠けていたのかというふうに思います。

また、当初予定されていたような日程で通学路に当たります道路の改修が進まなかったといったことも影響いたしまして、これまで理解を進め、そして不安を解消することができなかったということが、今回の陳情に結びついてしまったものというふうに考えております。

今後、町民会議を通して少しずつ具体化してきた学校の姿を、機会を捉えて細かにお伝えするように努めて、理解を進め不安の払拭に努めていく、そのような所存でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

学校を統合することが本当に子供たちのためになるのかどうか、これは大変結論を導き出すのが難しい問題であると思います。統合に消極的な意見を持つ保護者の方々は、西山中学校には西山中学校の素晴らしい伝統と校風がある。子供たちは勉強やスポーツに熱心に取り組み、そして地域の方々と触れ合いを大切にしながら郷土愛を育てている。今年度は、西山地区の魅力づくりと活性化に取り組んだとしてキャリア教育文科大臣表彰という素晴らしい賞を受賞されております。まさに素晴らしい教育を実践しているということでございます。

こういった学校を統合によりなくし、新たな学校を開校するというのですが、今、教育長からの答弁にあったとおり、新しい学校がどんな学校なのかが全く見えてきていないと。単に子供たちの社会性あるいは協調性を育てると言っても、少人数よりも少しでも多くの仲間の中で学習したほうが良いという理由だけではなかなか説得力がないのかなど、そんなふうに思います。

具体的に魅力ある新しい学校の姿を描いて、そしてそれを示すべきだと私は感じております。例えば、具体的には学力向上のために町独自に特別のカリキュラムを組んで、子供たちに平等に学習の機会を与える。塾に通うことがなかなか難しい子供たちに対して、会津坂下町や会津若松市の子供たちに負けないぐらいの学習環境をつくっていくんだということであったり、部活、これはスポーツ面ですが、県下を目指すために一流の指導者を招聘して何とか頑張っていくぞと、そういった新しい学校の姿を具体的に描いて説明をしなければいけないと私は思っております。そういった説明というか、子供たちをぜひこの開校後の新しい学校に通わせたいような話が足りないのではないのかと、そんなふうに思っております。

私は、統合するのであれば前向きな統合にすべきであると考えております。夢が見えません。その点をお伺いしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

ご質問にお答えしたいと思います。

町民会議第3回の会議において、統合中学校の目指す教育の骨子が議論され、さらに2月の4回では答申がなされました。また、平成29年度予算におきましては、将来統合中学校の校舎となる現在の柳津中学校の大規模な改修計画をお示しすることができました。

今後これらを踏まえて、より具体的な学校の姿や期待できる生徒の活動を皆さんにお示しできると考えておりますが、現在の段階で申し上げることが出来ます中学校の姿の一端をお示ししたいと思っております。

まず、柳津と西山の中で保育所から小学校というふうに長い時間を同じ集団の中で過ごしてきた子供たち、しかも柳津と西山のお互いの環境の異なる小学校から統合中学校に進学するという事を考えますと、ある程度の緊張感を持って集団生活をスタートすることになると思います。

その中で、従来の人間関係から抜け出して切磋琢磨する関係になったり新たな信頼関係など、これまで体験できなかった人間関係づくりが体験できるということが大きなメリットとして上げられると思います。もちろん、今までより大きな集団になるわけですので、その中の迷いやあつれきが生じることも予想されます。しかし、統合中学校の生徒の人数を予測しますと、1学年当たり多くても31人、少ない学年では19人といった人数の内容でございますので、この集団でありますと教師の目が行き届きやすい人数であり、きめ細かな指導を受けながら、今までより大きな集団の中で緊張の中にもお互いの学び合い、高め合いができる、そういった充実した活動をすることが可能だというふうに考えております。

教育委員会としましても、統合にかかわって教員の特別な配置を県の教育委員会に依頼してまいりました。今後も、一人でも多くの教員の目で生徒の様子をつぶさに捉えしっかりと指導ができる体制づくりに努めてまいり所存です。

次に、日々の授業の中では、教師がわかった、できたと実感できる授業を目指して、生徒の主体性を重視しつつ生徒同士の対話、グループでの学びを取り入れて学習活動を展開していきたいと考えております。その中では、電子黒板やタブレット端末等を活用して生徒の興味関心を高め、考える力や表現する力を養って学力を今以上に向上させるべく取り組むことができると考えております。

また、これまで中学2年生と3年生の希望者を対象として実施してきた町海外派遣事業の見直しに伴い、中学3年生の修学旅行を国際交流事業として位置づけて海外に派遣する方向で検討が進んでおります。教育委員会としても、その方向で学校教育の中に海外派遣の修学旅行を位置づけたいと考えております。中学3年での海外修学旅行を目標に、小学校から英語教育を確実に積み上げていく体制をつくっていきたいと考えており、やがて国際的な感覚を持ち海外でも活躍できるコミュニケーション力を持った人材を育成することが可能になると考えております。

さらに、柳津中学校の校舎及び体育館の改修を計画しておりますけれども、例えば明るい3階の図書室や冷房のある学習室等を備え、明るく学習に集中できる環境を実現させたいと考えております。現在、柳津小学校と共有している校庭につきましては、土砂の入れかえを実施し水はけのよい1周200メートルのグラウンドを整備すると同時に、100メートルの全天候型コースを設置する予定であり、生徒がのびのびと活動ししっかりと体力をつけられる環境を整えたいと考えております。

学校と地域の結びつきという点では、現在、西山中学校で行われておりますアントレプレナーシップ教育についての取り組みをさらに進化させたいと考えておりまして、現在西山地区に限られております活動の範囲を柳津町全体に広げながら、将来の職業について考える体験を通してふるさとである柳津の理解を深めて愛着が持てる、そういった生徒の育成に努めてまいりたいと思っております。そのため、学校での教科、その他の活動の場として柳津地区、いわゆる本庁地区だけではなくて支所地区にも出かけていけるといった年間の学習の計画づくりを進めてまいりたいと思っております。その中では、一般の町民が学校の支援、ボランティアとして生徒と触れ合うことができる場をより多く設定することができるよう、これまで取り組んでまいりました学校支援地域本部事業をさらに充実し取り組みを深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時20分といたします。（午前11時10分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

○議長

6番、小林 功君。

○6番

教育長のただいまの答弁については、なるべく早い時期により具体的な将来像というものを発信していただきたいと、そんなふうに思います。

統合するに当たっての西山中学校の保護者や子供たちの疑問や不安、また要望についてど

う向き合っているのかですが、陳情書にあるとおり、統合により遠距離の通学を余儀なくされます。スクールバスの運行方法や滝谷地区のスノーシェッド等の崩落危険箇所の解消、さらには部活動はどうなるのといった声がいまだに聞こえてくる。というか、だんだん大きくなってきております。新しい統合中学校の校名・校歌・校章を考える前に、一定の着地点を見出す必要がある事柄であると思います。順番が違っていると私は思いますけれども、その点どうお考えですか。

○議長

教育長。

○教育長

ご指摘の点についてお答えしたいと思います。

まず、準備の内容の順番ということなんですが、平成30年度4月に統合を実現させるためには、県の教育委員会との協議を定められた期間までに実施する必要があります。その協議に当たっては、柳津町立小学校及び中学校条例を改め、現在の中学校2校から統合した1校にするという改正が行われるということが協議の前提になりますので、校名の決定に先に取り組んでいるということは、そういった趣旨であるということをご理解いただきたいと思います。

通学の方法につきましては、平成22年度以降の話し合いの中で一番懸念される中身として出されていたものでございますので、町民会議等でも2回にわたって協議を行っていただきました。その結果、保護者に示す原案ができたと考えておりますので、今後具体的な運用について保護者との間で話し合いを進める計画であります。

概要としては、まずその路線は統合中学校の生徒専用線であること、琵琶首線、高森線、大森線の3系統をもとに考えること、生徒の人数や冬期間の道路状況を考慮して、マイクロバスではなくてワゴン車で運行することといったことを基本にした運行を計画しております。課題となるのは、大峯線の乗車予定の生徒数が今後1名になり、やがていなくなるというような見通しが現在立っているということで、今後現実的な運行については、支所地区の保護者の皆様と話し合いを進めたいというふうに考えております。

部活動などの教育計画の詳細については、この3月に人事異動が行われます。その後、平成29年度の新たな体制となった柳津・西山の両中学校や保護者会等と調整しながら、できるだけ早目に作成してまいりたいと考えております。基本的には両中学校が取り組んできたよい点は継続してまいりたいというのが考え方でありますので、そのような線に沿って順次決

まったものから公表してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

次に、中学校がなくなる支所地区の地域衰退、この不安払拭の対応についてですけれども、支所地区は学校が地域コミュニティーのかなめになっていると言っても過言ではありません。地域の皆さんの心のよりどころになっています。中学校がなくなれば、次は郵便局がなくなるのか、駐在所が先かもしれないというふうに考えていってしまう。現実には、学校がなくなった地域の多くは地域の衰退に拍車がかかっています。これらの不安を払拭するための対策を講じる必要があり、学校の存続のためにさまざまな協力をしてくださった地域の皆さんへ説明と話し合いがぜひとも必要であると私は思ひますけれども、その点、町の考えをお願ひしたいと思ひます。

○議長

教育長。

○教育長

統合後のご質問でございますけれども、西山中学校につきましては、統合後、その校舎をどのように利活用するかということを検討するプロジェクトチームが、既に編成され検討に入っております。統合後、できるだけ速やかにその実現をすることによって、地域の皆様の不安払拭に努めたいというのが町の考え方でございます。

それから、学校がなくなるということではなく、支所地区には西山小学校、これは残すという基本的な計画でございます。小学校の学習内容、学習範囲等を考えますと、体力と合わせて、柳津地区、本庁地区まで通学をさせるというのは、基本的にはかなり困難な部分がございますので、西山小学校はあの地区に残して地域の中での学習といったものを充実させていきたいと考えております。児童の活動に対してこれまで以上にご支援をいただき、地区との結びつきの強い学校に育てていただきたい、少人数であるからこそできる小学校の教育を充実させていきたいと思っておりますので、学校教育の充実とあわせて地域の活性化に寄与できるのではないかと考えております。支所地区全体でのご理解をいただくような話し合いは、今後の取り組みの中では必要になるかというふうな認識を持っております。

○議長

では、支所地区の衰退にどのように歯どめをかけていくのかについて、町長より補足答弁

を求めます。

町長。

○町長

6番、小林議員にお答えをしたいと思います。

まさに地域の中で振興策として学校がなくなると。これは中学校でありますけれども、私は、基本的には幼稚園とか保育所、小学校というのは自分の足で通えるところにあるというのが基本姿勢であります。そしてまた、中学生というのはいろんな社会的なことがあって、多くの子供たちと接しながら、そして社会性を身につけ、集団の中で学習をするという姿が町としての姿であろうと、そういう基本的な姿勢を持っております。

そして、まさに今、中学校、小学校があるのが当地区でありますけれども、その皆さんが特に振興策についてかなり悩んでおられるということでもあります。そこには、皆さんもご承知のように地熱発電所があったりして、にぎわいのある地域でもあるわけであります。そういったものを、やはり地域の皆さんが何かやろうとする力を私は支援していきたいと、そのように思っております。そういう中から、地域の皆さんが参画をしながら、そしてまたにぎわいが出てきたなという思いを共有させてあげたいと思っております。

そして、今、教育長からも話がありましたが、中学校があいた場合に、私は、いろんな施設をその中に入れながらにぎわいづくりをさせていきたいと。1つは診療所ではありますが、あれは地域の真ん中にあるわけであります。そういったところが、皆さんがコンパクトなシティをつくりながら、子供からお年寄りの皆さんまでがそこでまた遊べるような姿が、中学校の跡地を活用したいと。そしてまた空洞化というか、そこが風通しがよくなる、診療所などを壊せばかなり地域のまた見通しも立ってきますので、それらについての活力をそこに補うというような方法をしていけば、1つの特性が生かせる地域振興になろうと、そのような思いを強くしておりますので、それらについても十分に話し合いを進めていきたいと考えております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

統合に消極的な意見を持つ保護者、地域の皆さんは、さまざまな疑問、心配事、そして要望があります。これまでその皆さんの声に対して真摯に向き合い、いかに耳を傾けて声をかけてきたかということだと思います。ここをしっかりとやらないと、保護者や地域の皆さんは

自分たちの考えは何を言っても聞いてもらえない、届かないと考えてしまう。町民の中には切り捨てられてしまったと思う人もいると聞いております。

法律や規則にのっとりた事務手続はもちろん大切ではありますが、しかしそれより大切なのは、統合に消極的な意見を持っている保護者、地域の皆さんの話にいかにかに耳を傾け、話をし、要望に応えるための努力をするかということだと思います。これから1年間の間、粛々と淡々と手続にのっとり進めるだけだという対応をとったとすれば、支所地区と町や本庁地区との間に深い溝ができて、将来に禍根を残すことを私は心配しております。今やらなければいけないということをもう一度確認をしていただいて、しっかりと対応していただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目、町民バスの運行についてであります。この町民バスの運行事業ほど町民の利便性や満足度を意識しながら進めていかなければならない事業はないと私は思っております。町民の皆さんからさまざまな改善を望む声が聞こえていますが、なかなかその改善が進まないのが現状であると。平成22年度に町民バス路線を開設した以降、ダイヤ改正は会津バスとの接続のために10分発車時刻を変更した、路線の見直しはまちなか線とせいざん荘線を新設・追加しただけとなっております。町民や運行事業者からの不満や要望を少し紹介をしたいと思います。

先ほど答弁にありましたけれども、約9割が固定的な利用客でありその大半は高齢者である、利用者の利用目的は、医療機関への受診や買い物等による町中心部への移動であるとありました。そこで、例えば琵琶首や高森、あるいは大峯から町中心部、中の橋近辺に買い物に行くということを想定いたしますと、自宅近くで乗車をします。そして、砂子原で乗りかえ、さらに砂子原からふれあい館まで来て、まちなか線に乗りかえて中の橋で下車をするということになります。まちなか線は1日3往復走っています。砂子原から1番のバスでふれあい館まで来ますと、8時8分に到着をする。まちなかバスに乗りかえをするということになると、10時まで待たなければいけません。約2時間です。2番のバス、これは10時53分にふれあい館に着きますが、13時10分まで待たないと乗りかえができない。これは2時間20分待ちとなります。3番目のバスは14時13分、これはようやく7分で乗りかえはできるわけですが、中の橋で降りて用事を足して帰るには7分しか時間がありません。7分で用事を足して、もしもその帰りのバスに乗りおくれれば、ふれあい館まで歩いてくる、あるいはタクシーで帰ってくる。これは大変不便な状況となっております。砂子原からのバスを、町なかを通り柳津駅を終点とすれば、全ては解決するのではないのかと。時間としてわずか5

分でありますし、乗りかえも1つ減るわけです。お年寄りには助かります。不便だとわかっていてなぜ速やかに改正に着手をしないのか。難しいことではないと思いますが、いかがですか。

○議長

角田総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

ただいまの町民バスの運行状態につきましては、議員おっしゃられるとおりの運行状態で運行してきたという部分については、町民の方々からいろんな意見がされているということについても理解をしているところでございます。

なぜできないんだという話になってしまうと、このバスにつきましては、前段といたしまして有償運送という形で許認可をとっております。そうしますと、起点、終点、あるいはその通ってくる経路については、陸運局のほうに届けを出して、それ以外のルートを通っての有償運送は変更を出さないとだめであるというような形になっております。

しかし、それをそのまま解釈いたしますと、起終点だけを変えなければ、あとルートを変えなければいいんだというふうに今、実はいろいろ模索をしております、議員おっしゃられるように、砂子原発で隣のふれあい館に到着します。そこからまちなか線というのは基本的に無料な路線になっています。そうしますと、陸運局のほうの許認可が関係ない路線になってくるというふうなことが、いろいろ調査をしていくと判明をいたしました。ということを受けて、可能であれば早急にそれについては改正できないかという部分で今事務を進めているという現状でございます。

今までできなかったのかと言われると、それは大変申しわけないという部分で謝るしかございませんが、基本的に今までの考え方というのが、やはりその有償運送という部分での縛りがあったという部分と、有償運送の路線を変更するためには、会津西部地域公共交通会議というものがございまして、そこに3町村が実は今一緒になってつくっております。三島、柳津、坂下の町の代表者の方等が入りましてその協議会をつくっているわけですが、その協議会の中で3分の2以上出席し過半数以上の方の賛同を得ないと、ルート変更、路線変更については合意に達しないという部分がございます。それについても今いろいろ調べさせていただきまして、3町村で持っていなければいけない理由がどこにあるんだろうという部分で、実は今それについても精査をさせていただいております。柳津町だけでこの協議会を持てば、

改正するにおいても速やかに対応ができるのではないのかという部分で、内部検討を始めて
いるというところでございます。

それともう1点でございますが、今現在、有償運送で許認可をいただいている期間につい
ては、26年10月からことしの9月までの3年間となっております。当然ことしの10月以降に
ついては、再度更新申請をしていかなければなりません。その時点で有償運送をしているル
ートについても、極端に言えば、長窪線とかについては国道252に出てくると。それを逆に
まちなか線を通してしまうという形でのルート変更、そういうものも考えられるのではない
かという部分で、有償運送法の中でのルート変更というものについては10月以降になっ
てしまうと思いますけれども、そのような部分で検討しながら、町民の皆様使いやすいバスル
ートにしていきたいと今、調査検討に入っていくというところでございます。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

ただいまの答弁で、手続を踏めば可能だろうというような答弁だと私は受けとめましたの
で、スピード感を持って対応をお願いしたいと思います。

次に、教育委員会がまた多少かかわりがあるところですが、前の質問でも少し触れまし
たが、学校を統合するとなれば、子供たちの通学の足はどうなるんだろうということに当然な
ります。答弁では、スクールバスで生徒専用という方向で進めていくということです。関連
しますのでお伺いしますが、遠方からの通学となりますから、できるだけ最短距離でもって
時間をかけないように子供たちを通学させるという配慮が必要かと思います。スクールバス
の運行経路、車両の配置などについて具体的に案があれば教えていただきたいと思いま
す。

また、通学の方法、これは保護者や子供たちにとって大きな関心事にもなりますので、こ
の説明や意見、要望の聴取というものを事前にしてあるのかどうかということをお伺いし
たいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

私のほうから前段のスクールバスの運行経路、車両とかそういうものについて検討してい
るのかという部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど教育長からもお話がありましたように、町民会議の中で、町長答弁書にもありましたように3回、4回という形で町民会議の中で審議をいただいております。

まず3回目では、先ほどの答弁にありますように、今使っている町民バスをそのまま使えないかというルート案と生徒専用線にしてのルートと時間帯というようなものを出させていただいて、当然その場で皆様方にご意見を聴取することは不可能であるというふうに我々は考えました。そのために委員の皆様方に持ち帰っていただきまして、その後どちらがよいでしょうというアンケートをとらせていただきました。

その結果、全員の委員が生徒専用線でやるべきであるというご要望がありました。教育長も前々からそのお話ししておりましたので、当然そうなのかなという部分はございましたが、皆様方の意見を集約をしたかったという部分でそれをさせていただきました。

その結果、第4回目の町民会議におきまして、スクールバス、生徒専用線と言われるものについてご提示案をダイヤ表等を含めてご提示をさせていただいたところでございます。これにつきましては、現町民バスが走っているルート、先ほど教育長が申しあげましたような琵琶首線、高森線、あるいは大峯線というようなそれぞれのルート、3ルートで考えざるを得ないだろうという部分で原案をつくらせていただきました。

それと、先ほど教育長が申しあげましたように、人数の問題につきましても、今いらっしゃるお子様に関しまして38年ごろまでの数を推計いたしまして、人数がどのぐらいになるんだろうという部分で人数をとらせていただきました。

その結果といたしまして、今、町民バスで使っている26人乗りのような大きいバスは必要ない人数であるということがまず判明をいたしました。それで、それよりも小型のワゴン車タイプでまずやりたいと。ワゴン車にすればそれなりに、大型車よりは安全性の面においても、あとは時間的なものについても短縮できるという部分と、あくまでも専用線にするということによって、生徒さんたちが乗る場所が決まってくる。要は、どここの地区のどこここはこの子供たちがここで待っていてくださいと。今までの町民バスのように何回もとまるということはなくなってくるという部分で、基本的に乗りおり、乗降に関するロス時間は省かれるというふうに考えられます。

今、素案として出しているのは、琵琶首、大成沢、黒沢、西山支所、長坂を通り、老沢のほうを回って柳津昭和線につなげると。柳津のほうに来まして、運動公園の前の道路から入って上の通りを入れて学校に着くというようなルートでどうでしょうかという話を、これは琵琶首線については出しております。

高森線につきましては、今、生徒がいらっしゃる部分が鳥屋地区からになっておりますので、出発場所を鳥屋といたしまして想定をし、鳥屋、あとは牧沢、五疊敷、湯八木沢を經由して学校のほうに来るといような形で考えております。

それと、もう1件、大峯線でございますが、これについても教育長から先ほどありましたように、今現在1名の生徒さんが対応となっております。これにつきましては、原案として実は2案を出させていただきました。1名の子供さんを直接地区から学校までタクシーで送迎するという案、それも専用という形で。それともう1点につきましては、やはりお子様1人でタクシーで来るというのは、やっぱりさみしいと思いますという考え方に基づいて、高森線等に同乗して学校のほうに来ていただくということによって、同じ中学生同士でいろんな話し合いだったり、コミュニケーションだったりということがとれるのではないかという2案を出させていただきました。そういうものについては、先ほど教育長が申しましたように、今後父兄の方々とお話し合いを持っていくといような考え方でございます。

それと部活動の関係とかという部分もございしますので、基本的には帰りの時間帯につきましては2つの時間帯でどうでしょうかという案を出しました。まず、部活動のない日というのが学校ですと月曜日、あるいは試験の日とかが部活動がないので早く学校から帰宅できるという時間帯があります。それについては、その時間帯に合わせてその時間帯で帰っていただくという専用線を出す。火曜日から金曜日については、それぞれ部活があるということでございしますので、それについては部活が終了するような時間に出発できるような専用線の時間帯ではどうでしょうかという部分で町民会議のほうにはお出ししているといようなことが現状でございします。

それでございますので、車両等についてはワゴン車、地区によってはタクシーといような考え方をせざるを得ない部分があるかと思いますが、あと時間帯についてはそのような時間帯で今現在検討をしているという状況でございします。

以上でございます。

○議長

教育長。

○教育長

通学方法の詳細につきましては、現時点で総務課長が答弁した中身をもとにして今度保護者との話し合いに臨みたいと思っておりますが、この通学方法につきましては、24年度から始めております地域での説明会、あるいはその後立ち上げました教育委員会委嘱の調査検討

委員会等でも審議をしていただきまして、そのご意見をもとに26年度の適正配置審議会等では教育委員会としては直通の3路線ということを基本に据えながら協議をしていただいたところでございます。そういう経過でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今の答弁の中にありましたスクールバスの始発が鳥屋地区のところがあるということについて、1点確認をしておきたいと思っておりますが、今年度の予算で鳥屋居平線の改良工事というものが今まさに着手されて木の伐採等が行われているのでしょうか。工事内容としましては、現道の勾配はそのままで、道路幅員を拡幅し木を伐採するだけであるということでありまして、前の一般質問でもただしましたが、今まで路線バスが冬期間危険で通行ができなかったわけでありまして、この道路改良工事によって冬期間、特に朝、恐らく計画ですと7時15分ぐらいに鳥屋地区を出ることになるやと思っておりますけれども、このスクールバスの運行は本当に可能になるのか、そしてその安全性の担保には問題がないのかということ、これは確認の意味でお聞きしたいと思っております。

○議長

教育課長。

○教育課長

小林議員のご質問でございますが、教育課所管としてお答えをさせていただきます。

昨年6月になりますけれども、小林議員からおたただしいいただきました内容からでございますが、道路管理所管であります建設課長が答弁させていただいております。その内容から、鳥屋居平線の道路改良につきましては、道路拡幅と拡幅に伴う支障木の伐採を行うことで見通しがよくなって日照時間が得られるとのことでありました。また、安全対策といたしまして、注意喚起の看板やカーブミラーを設置するとともに、冬期間につきましては融雪剤の対応で安全対策をとってまいりますとの内容でございました。

このことから安全性は担保できるものと判断をしているところでございますが、移動手段といたしましてスクールバス、こちらはマイクロバスですが、これから先通学の対応といたしまして生徒専用車両、ワゴン車となれば安全性が少しなりとも高まると思っておりますが、何分運転者の技能もあると思っておりますので、スクールバスの運転者には安全運転を心がけて事故を起こさない、事故に遭わないよう啓発に努め、安全性を少しでも高めていきたい

と考えております。

以上です。

○議長

では、次に工事の進捗状況について。

建設課長。

○建設課長

工事の進捗状況でございますが、現在は伐採のほう、スギの伐採ですが、ほぼ終了しておりますして、繰り越しになりますが、雪が消え次第、掘削のほうに入っていく計画でございます。

あと、構造に関してですけれども、五疊敷大成沢線と接続する部分のカーブ部分については、小型バスが1回で回れるような曲線半径を設置して、切りかえしの必要がないように設計しておりますので、十分に上れるのではないかと判断しております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

雪道の場合、往々にして上りより下りのほうが勾配がきついところが危険であると言われております。ましてや、上から来れば一時停止になるやと思いますので、その辺非常に心配しているわけですが、とにかく大丈夫だろうということですから、安全第一でぜひ管理をしていただきたいと思っております。

ほかにも多くの要望事項が聞こえております。例えば、土曜日の朝一番、7時からまりのバスになるわけですが、ここ数年来、利用者がゼロであると。次のバスが11時ごろになるので8時半ごろに発車時間をおくらせたほうがいいのかとか、あるいは、逆に土曜日の最終バス、これは5時ごろになりますがこれも数年来ゼロだということですから、少し発車時刻を早めるといった工夫をしてほしいというもの、あるいは時刻表を書いたバス停などをところどころに設置いただけないとか、デマンド方式、先ほど出ましたけれども、こういったことなど細かなことを含めるとかなり要望が出てきております。それぞれの要望を精査して、改善の余地があればどんどん見直していくという姿勢が必要なんだろうと思います。職員の皆さんには、町民の満足度アップを第一に考え仕事をするということを再確認しながら業務に取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長

総務課長。

○総務課長

今ほどの小林議員の最後のご要望につきましては十分、今ほどありましたように今年度ダイヤ改正というものを出さなければいけないという部分があります。それに向かつての意識調査とか、そういうものについてどのような方法がいいのか、再度模索しながら調査をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長

これをもって小林 功君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

若干早い時刻でありますけれども、ここで暫時休議をいたします。

再開は1時といたします。（午前11時56分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長

次に、田崎為浩君の登壇を許します。

9番、田崎為浩君。

○9番（登壇）

それでは、通告の2点質問をさせていただきます。

まず第1問目、住宅セーフティーネット制度による空き家対策について。

国土交通省は、高齢者や障害者、子育て世帯のうち住宅を確保することが困難な人たちを支援する住宅セーフティーネット（安全網）制度を2017年度に創設します。この制度は、地方自治体に専用住宅として登録された空き家・空き室に高齢者等が入居する際、国などが最大4万円を家賃補助する内容で、対象は月収15万8,000円以下となっております。賃貸契約の際には必要な家賃の債務保証料も最大6万円補助し、家賃の半額程度とされる保証料の負担も軽減します。また、受け入れる家主に対しては、耐震化に向けた改修などで1戸当たり最大200万円を補助し、同時に住宅支援機構（JHF）の融資を受けることができます。

増え続ける空き家対策としてこの制度をぜひとも利活用すべきと考えますが、見解を伺います。

2、高齢者の運転による交通事故防止対策について。

高齢者による悲惨な交通事故が毎日のように報道されておりますが、今後ますます高齢運転者が増加することは言うまでもありません。

警察庁のまとめでは、2005年から2015年で75歳以上の運転者による年間死亡事故件数は約400から460件の間で推移しておりますが、死亡事故件数の全体に占める割合は約7%から13%とほぼ倍増しております。平成28年度現在、高齢者の柳津町運転免許保有者数は、65歳から74歳で445人、75歳以上が288人、総数比33%ですが、返納者数は26年度2名、27年度11名、28年度15名と推移しております。警察署においては、更新時講習の厳格化は事故防止PR等、各種対策が行われていますが、自主返納率は1%前後とのことです。

農村に住み、田畑の耕作、町への買い物、通院など田舎暮らしの生活に車は欠かすことができないのが現状ですが、悲惨な事故を未然に防ぐためにも、自主返納者へのバス・タクシーを利用しやすい環境を構築して返納率を上げるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長

答弁を求めます。町長。

○町長（登壇）

それでは、9番、田崎為浩議員にお答えをいたします。

空き家対策につきましては、町では空き家の把握と相談、改修や除却の支援を行っております。平成26年度に1件の子育て世帯が空き家を購入して現在生活をしているほか、平成28年度には1件、一般の方が空き家の無償の譲渡をされております。しかしながら、平成28年度に130件の空き家のうち、所有者や管理者を把握している109件についてアンケート調査を実施いたしましたところ、売買や賃貸を希望しホームページ上に掲載してもよいとされたのは6件にとどまっている状況であります。空き家はありますが、活用までに至っていない現状であるということでもあります。

一方、平成29年2月1日現在で、65歳以上のひとり暮らし世帯は304世帯、2人・3人暮らしは196世帯、障害者手帳、受給者証保持者は347人、ひとり親の子育て世帯は44世帯であります。うち13世帯が町営住宅に入居している状況ではありますが、住宅を確保することが難しいとされる住宅困窮者からの相談は今のところないところであります。

こうした状況を踏まえて、平成29年度には、空き家等対策協議会を立ち上げ、空き家等対

策の基本的な方針、そして方向性についての計画を策定して空き家等対策を推進してまいりたいという考えを持っておりますが、住宅セーフティーネット事業を初め国や県の制度については、町としての状況を踏まえながら活用をしてまいりたい、そのような考えであります。

2つ目ではありますが、高齢者の運転による交通事故防止対策については、全体の死亡事故件数は減っているのに対し、75歳以上の高齢者の運転による死亡事故の割合は年々増加している現状であります。

昨年9月議会定例会において、高齢者の自動車運転免許返納について質問をいただいたところでありますが、運転免許証を返納する方に対して交通の支援を行うことは安全確保のために必要であると考えておりますので、町としてどのような支援が可能か今後検討をしてまいりたいと答弁を申し上げたところであります。

町のような公共交通機関が十分でない地域では、車は通院や買い物をするための生活必需品であります。なかなか車なしでは生活が成り立たない実態があるため、免許返納には高いハードルがあると考えております。また、高齢期の生きがいとして田畑の仕事等で毎日使用している方もおられ、高齢者にとっては車は単なる移動手段ではないと思われております。

こうした中、町では、以前から高齢者学級開催時の交通安全教室や交通安全対策協議会による交通安全対策への取り組みなどを実施しているものの、全国的に高齢ドライバーが交通事故の加害者となる事例が頻繁に報道されるようになったことを見ますと、やはり事故を未然に防ぐためにも代替となる移動手段を確保して運転免許の返納を促すための支援が必要であると、そのように考えを持っております。

また、近隣町村においても、路線バス利用の回数券やタクシー利用券の交付など自主返納を促す取り組みを始めていることから、柳津町としても地域の実態に合った対応をこれから引き続き検討してまいりたいと、そのような考えを持っております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

9番、田崎為浩君。

○9番

それでは、再質問ということで、まずは住宅セーフティーネット制度の件について質問させていただきますけれども、これはもちろん町長も総務課長もご存じだと思いますけれども、現在国会で審議中であります。ただ、昨年19日には大臣折衝である程度承認を受けて、そ

の後の閣議決定で27億円の予算がある程度確保されていますので、年度内に予算も成立しそうですから、次年度からはスタートする事業ということであえて質問をさせていただいたんですが、答弁の中で、もちろんまだこのセーフティーネット制度が制度化されておられませんから、こういう情報も全くないわけですから、その需要と供給についても柳津町では現在そういうことがないということはもちろん承知をしておりますけれども、ただ、やはりその業界と申しますか、住宅関係の企業あるいは組織はいち早くこれについて動いております。例えば、全国賃貸住宅新聞あるいはSUUMOジャーナル、テレビコマーシャルでも随分やっておりますけれどもSUUMOという組織、あるいは不動産流通研究所ということでも不動産ニュースとして大きく取り上げられておりますし、恐らくこの業界がこういうふう動くということはそれだけマーケットがあるということですから、今まで借りたくても借りられない生活弱者、そういう方々が今度はこういう制度を利用して住宅を持てるということで動いていると思っておりますが、今、町長の施政方針の中でも、転入者に対する空き家改修等の経費を予算化するということですが、もしもこの事業がうまくマッチングすれば、町の単費を使わなくてもこの制度の中で取り入れることによって空き家対策になれば、それはやぶさかでないというふうに思っておりますので、この事業に対してはしっかりと注視しながら、町の空き家対策にぜひとも1つの手段として取り入れていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、総務課長。

○議長

総務課長。

○総務課長

今ほどの質問でございますが、この制度につきましては、議員おっしゃられるとおり、まだ詳細が見えてきていないというのが現状でございます。背景は、議員も当然おわかりだとは思いますが、単身の高齢者であったり生活保護者、あるいは高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの人という部分で、民間の住宅でどうしても受け入れられないような方々が今増えてきているという部分が問題視されている。それを補足する意味において、空き家であったり公営住宅を貸し出しをしろという話でございますが、基本的に柳津町につきましては来年度、町長の答弁にありましたように、空き家等対策のための協議会を設置していきたいという考え方を持っております。その協議会の中でいろんな計画をつくってまいりますので、その中で今、議員がおっしゃられるような制度が有効に活用できるかどうかについては、内部のほうで検討していきたいという考え方を持っているところでございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

今、答弁いただいた空き家等対策協議会についてですが、具体的には新年度に入ってから
の事業だと思えますけれども、どのようなタイムスケジュールで、どういう構成人数で、ど
こまで踏み込んだ組織になるのか、その辺ある程度フレームができているのであれば教えて
いただきたいと思えます。

○議長

総務課長。

○総務課長

今現在、町が考えている素案の状態でございますが、それで申し上げたいと思えます。

現在、空き家等対策の計画策定につきましては、どの自治体も大体29年、来年度までには
つくるという考え方を持っていると思っております。近隣の市町村ですと、来年つくるとい
うのが私の町と三島さん、湯川さんについて来年計画、金山さんや昭和さん、美里さんにつ
いてはもう整備済みという状況になっております。

なぜだと言われますと、これをつくらないと、実はうちのほうでも建設とかのほうでも補
助金を受けておりますが、空き家等の除却の金、そういうものが計画をつくらないと該当し
なくなるというような状況でございます。それが29年度、30年度からはだめですよという部
分がありますので、町にとって不利益になるような部分もございまして、当然そういうも
のをつくっていかねばならないということで今動き始めているところでございます。

協議会の委員の数としては、今15名以内くらいを想定しております。どういう方を対象に
するんだとなりますと、これは近隣の市町村の動向を調べさせていただきました。そうする
と、大体皆さん似たような状況で委員の選定をしていらっしゃるということなので、それ
に見合ったような形でやっていこうかというふうに思っております。当然、協議会のトップに
ついては町長を考えております。そのほかに警察署、消防署とか、あるいは土地家屋調査士、
司法書士、建築士、あとは議員の皆様からも入っていただきたいという考え方を持っていま
す。それと関係するうちのほうの課長、空き家等になりますと町民課の関係であったり建設
課の関係であったりというのが出てくるのかという気はしております。それと地域住民の代
表という考え方で入れていけないかと。あとは、県としては若松建設事務所の建築の部門等
を入れていきたいと。何でそういうものを入れるんだというとは実は、どこまで踏み込んでや

るんだと今ご質問があったと思いますが、最終的には勧告・代執行までをできるような、今の制度上がなっております。基本的にどうしても、勧告しても言うことをきかないというふうになれば代執行までという部分ができる状態、どこの自治体でも今決めています。特措法の中で基本的にそれはできるとなっておりますので、27年2月に制定されておりますので、それ以前につくった条例等については、条例の中で逆に町長が指示して強制的に解体までできるというようなことをうたっている条例もあるんですが、柳津町についてはこれからつくりますので、特措法がもう27年2月に公布されておりますのでそれがあるということで、基本的には条例ではなくて要綱、要領等を決めてその中で進めていきたいという部分で委員選定はしていきたい、その中で計画をつくっていききたいというような考え方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

今の総務課長の話を伺いますと、どちらかというと空き家対策協議会のほうは、空き家の利活用ということよりも、危険家屋をいかにスムーズに危険な状況からそれを避けるというか、なくすのが中心なのかなというふうな印象を持ちましたけれども。ただ、私が今回提案しましたのは、空き家を撤去するのももちろん1つの大事な政策かと思っておりますけれども、例えばIターンだとかUターンだとか、あるいは福祉の面でも空き家を利活用することによって、町民の利益につながる、あるいは町の活性化につながるということも考えたときに、この制度を利用してやるということは、いろんな意味で町政に寄与するものだと私は思っております。ですから、この協議会の中でもそういった点もある程度少し重心を残していただいて、そちらのほうも検討しながら生かすことも考えていただきたいと思っております。

そこで、総務課長もご存じだと思いますけれども、この制度の中でNPO法人や不動産関係団体、地方公共団体で構成する居住支援協議会を設け、入居促進にかかわる活動への補助も実はこの制度の中でうたっております。ですから、これが空き家対策協議会と合致、協議会の目的が合致するかどうかわかりませんが、逆に合致するような協議会にすることによってこの制度も利用できるということになれば一石二鳥になるのかと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今おっしゃられるように、居住支援協議会等に対するものというふうに考えておりますが、基本的にはそのものについて空き家等対策、町でつくろうとする協議会の中でやろうとする、それは少し無理があるのかという部分がございます。この協議会につきましては不動産であったり、実質的に柳津町にもそういう不動産をやってくださる業者があれば非常に、空き家バンク制度というものを利活用して登録をしていただいてやるということは可能。それに対する支援をしていただく団体、NPO法人を一緒につくっていただいて、要は生活がどうしても難しいという部分での相談業務とかそういうのも全部ここでやるようになっていきます。家賃の支援の相談であったり、そういうこともするような協議会の立ち上げという部分になっておりますので、そういう制度が実質的に中核となってやってくださる団体等があれば非常にありがたいんですが、なかなか当町にそういう業者がいらっしゃらないという部分が非常にネックな部分があると思っております。

県では、今現在の空き家等について一括で町村から話を受けて相談に乗るための規定をした業者が実はございます。その業者が間もなく申請をして登録になれば、その業者が県内の空き家、利活用可能な空き家についての相談窓口になれるというようなことが今進んでいるという状況はあります。なので、そういう団体がこういう制度まで発展してくだされば非常にありがたいという部分ではございますが、今のところ町でつくる協議会、設置しようとする協議会の中でこれも一緒にということは少し難しいのかという感じを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

わかりました。ですが、何とかこの質問の趣旨を付度していただいて、少しでも空き家を利活用する、そして高齢者や障害者あるいは生活困窮者が住宅を持てるような、こういういい制度を利用して進めていただきたいということと、今の住宅支援機構でありますけれども、業者さんにもそういう情報提供をしながら、できれば例えば、町が単独でやるということもあるかもしれませんが、近隣市町村でそういう組織ができ上がっている、そういう動きになっているということであれば広域的な、もちろん県も動いていると思っておりますけれども、

奥会津あるいは会津、その辺で連携しながら情報供給、情報交換をしながら進めていくことも1つの手段だと思いますので、その辺もぜひとも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今ほどのご質問でございますが、当然今ほど私が申しました県の窓口となるような業者というのが、実は非常に近い場所にある業者さんでございます。お名前はまだ申し上げることはできませんけれどもそういう業者さんなものですから、その業者さんについて当町の考えている協議会の委員の中に入れていただきたいという考え方を実は持っております。そうすることによって、町の中でのいろんな話し合いの中で、県全体の動きであったり動向であったりということも委員の皆様にお話をさせていただけるかという感じを持っているところでございます。

議員のおっしゃられる住宅セーフティーネット制度自体については、詳細が見えてまいりました時点では、やはり町として当然取り組まなければならない部分だと思います。それと空き家、町長が申しましたように、どうしても空き家はあるんですが、利用してもいいという方がなかなか出てこないというのが、その現状も1つ根底にあるということがございまして、利用してもいいよ、貸してもいいよ、売ってもいいよと仰ってください方は非常にもう大分、使えるのかなというような住宅になってから出してくださいるので、そうなる前に本来であれば利活用できる状態でお話をいただければ仲介もしやすくなるというのが現状というふうに思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

考え方はもちろん一緒なんですけれども、貸してもいい、あるいは貸せる、貸したくても貸せる状況じゃないと、手を加えないと水回り関係だとか屋根関係だとかいろいろありますけれども、自分で直してまで貸したり売ったりするまでは皆さんなかなか難しいと思いますけれども、逆にこういう制度を使うことによって、借り主もある程度マッチングを一緒にしながらすることによって、持ち主、家主の経済的負担も少なくなりますし、そういうふうな

考え方を示すことによって、じゃあ、そんな制度があるんだったら使ってみようと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺も含めて検討、マッチングをよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで1の質問は終わりました、2の質問に移らせていただきます。

町民課長に質問いたしますけれども、9月に同僚議員が質問したことは私も承知しております。その後の答弁の中で検討状況というこのペーパーをいただきましたけれども、この検討状況で検討した結果どうなったのかをまずはお示しくください。

○議長

町民課長。

○町民課長

検討結果につきまして12月議会定例会の中で回答申し上げたところなんです、もともと運転免許を持っている方、そういう方々との公平性はどうなのかということで、そこを慎重に進めていきたいということがありまして、その時点で今後引き続き検討をさせていただきたいということで回答を申し上げたところでありました。

その後、両沼町村の状況やネットで支援の状況というようなことで確認をしたところでございます。両沼7町村の中で対策をやっているところは4町村ほどなんです、その中におきましても運転免許証を有する方への支援というのは2町村であります。運転免許を持っていない方へはやっていないということも2町村ということで分かれておりまして、そういったことでこの取り扱いは非常に慎重、公平を欠くことがないように慎重にやっていきたいという考えがありました。

あと、支所地区から本庁地区に来る場合、2路線使って来るような場合は200円という金額になろうかと思ひます。ですので、こちらの減額というようなことも考えたのですが、その部分の支援をしても余り効果はないのではないかとということも考えました。実際、やないづふれあい館から会津坂下町まで行きますと710円から760円ほどかかるようであります。毎月1回行ったとしても1年間で1万7,000円くらいかと思ひます。ですので、そこら辺、運転免許あり、なしにかかわらず薄く広くやった場合、余り意味はないのかという気もします。

柳津町ですと本当に沢筋奥まったところから出てこなければいけない方々もいらっしゃるわけですので、そういった状況を踏まえて、先ほど町長の答弁にもありましたが、引き続き協議していきたいというようなことになったところであります。こちらにつきましては、29

年度に課の中での協議はもちろんなんですが、町議の中でも提案をさせていただきまして、何らかの形で高齢者の事故の未然防止ということで、高齢者の生活支援という観点から形を出していきたいというふうに考えてございます。

検討結果ということでは、以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

私も両沼管内の取り組みはある程度情報収集をしまいいりました。同じような情報をお持ちだと思いますけれども、そのほかにも例えば南会津町、この柳津町と同じように農山村であり、伊南、南郷を抱えるやはり似たような環境だと思いますけれども、南会津町は、もう既に返納者に対して1万5,000円のバス・タクシー券を5年間手続により該当者に与えるという事業をしておりますし、これは浜のほうですけれども、南相馬市では、民間ですけれども東北アクセスというバス会社が、免許返納者に対して南相馬から仙台間、南相馬から福島間、運賃を全て半額にしております。また、この会津ですと会津乗合自動車が、これは平成20年度からまちなか周遊バス、コミュニティーバスを半額にしている。これはもう新聞等でも皆さんご存じだと思いますけれども。こういった取り組みをしながら、高齢者の悲惨な事故を未然に防ぐために、できる人から返納してもらって、そのかわり対案としてこういうことである程度利便性を確保する、経済的にも支援するというをどんどん他町村でやっているにもかかわらず、当町ではちょっとスピード感がないのかなという思いで今回質問をさせていただきました。できれば、本来であれば29年度の当初予算で何か真新しいものがこれに関連して重点事業として出てくるものと思っていたものですから、それがなくて大変残念に思いこの質問をさせていただいたんですが、29年度に制度をつくって30年度に施行したいということですが、具体的にはどういうことを考えているのか、今素案があったらお教えてください。

○議長

町民課長。

○町民課長

具体的な支援策といたしましては、先ほど申しました会津バスへの運賃の補助、回数券とかタクシー利用の際の助成といったことになろうかと思えます。最近いろいろ、今議員からご紹介いただきましたほかにも確認しておりまして、本宮市あたりですと1回限りですが5

万円給付すると。そういったことの取り組みをやっているということもありまして、その辺も参考にしながら、29年度措置できればよかったのかと思うんですが、先ほど申し上げましたような慎重に進めたい部分もあったものですから、大変申しわけありませんが、これから引き続き実現に向けて協議を進めていきたい、そのように考えてございます。

以上であります。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

それでは、また違った視点からなんですが、おとといあたりから随分テレビでも放映されていましたが、今月の12日から道路交通法が改正されることにより、今回の改正の一番の目玉は認知症の方々への対策が主なものだと思いますけれども、今回改正されますと75歳以上の方が免許を更新するときには、必ず認知機能検査をしなければなりません。その中で認知症のおそれがあるということになれば、必ず適性検査と診断書を出すようになります。それが内容によっては半強制的に免許を取り消されるようなケースも出てくるということです。

ということは、農山村に住んでいて農家の仕事、あるいは買い物、医者に行くということで車が手放せないと言っている方でも、半強制的に免許を返納するしかなくなるという例がこれから間違いなく出てくると思いますけれども、そうなれば、なおさらそういう方々に対して免許返納した後に少しでもそういう大変さから逃れるために、そういう制度を逆に早急に制度化しなければならないと私は思って、それも含めて質問をさせていただいたんですが、それについて町民課長、いかがでしょうか。

○議長

町民課長。

○町民課長

高齢者の交通事故の原因というのが、身体機能の衰えと認知症が原因であるということでは言われております。認知症になりますと、免許を返納しなければいけないといったことさえもわからなくなると、そういった状況になるそうでありまして。そこから交通事故に発展するといったことも考えられますし、現にそういった事態があるわけでありまして。国の制度におきましても、今ご紹介いただきましたようなことで認知症対策というようなことで取り組みがなされているところであります。

町といたしましては、町民課につきましては、高齢者の生活、運転免許返納後の生活支援という観点から何ができるのかということで、先ほど申し上げたような対策を考えているところであります。町民課のほかの事業の中でも認知症対策といった部分も取り組んでいるところがございますので、今後、運転免許証の自主返納に向けてこちらの対策はあわせて必要かと考えておりますので、できるところから環境整備を進めていきたい、そのような考えでございます。

以上です。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

もちろん、免許を返納してもらうことを勧めるために質問をしているわけではありませんけれども、結果的にそうなった方に対しての経済的負担や生活に対しての負担が少なくなるように質問をしたわけでありますけれども、もちろん町民課としては、いかに認知症にならないかということもあわせていろんな政策の中で進めていっていただきたいと思います。

今度はまた違った視点なんです、これは地域振興課長に答弁いただきたいと思うんですが、ご存じだと思いますけれども、会津若松警察署と若松商工会議所の中で一緒に提携して高齢者運転免許証自主返納支援制度ということで、商工会議所の会員の中でこの事業に賛同する、今のところ150店舗が加盟していますけれども、これに加盟することによって、返納者は例えば買い物をしたらポイントがついたり、あるいは割引があったり、車の会社だったらタクシー代が半額になるとか、スーパーだったらある程度の買い物をすると送り迎えをしたりとかいろんな、商工会議所のホームページを見るとわかると思いますけれども、地元の商店街とリンクしながらそういう仕組みをつくっておりますけれども、これを例えば柳津版として、柳津の商工会あるいは観光協会の加盟団体、加盟店舗と提携しながらこの支援制度を活用して、逆に多くの人に店舗を利用してもらうということで町の商店街の活性化にもつながるような事例もありますけれども、こういった点、地域振興課長としていかがでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件ですけれども、そういった方に対しての助成ということでありませ

けれども、これからは必要になってくるかと思しますので、商工会なり観光協会等と協議を
してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

簡単に参加している構成といいますか、150のうちやはり80が小売店です。そのほかには
飲食店が30店舗、サービス業が11店舗、観光施設が7店舗、旅館・ホテル8店舗、交通機関
5店舗、金融機関も入っております。何らかのメリットがあるようですが、そのほかに7店
舗ということでいろんな業種、多種の業種がこれにかかわることによって、返納した方がい
ろんな形でメリットを享受できるということで、こういうことも1つの返納率を上げる手段
にもなりますし、あわせて地域の活性化にも寄与いたしますし、ぜひともこれはいろいろ研
究されて柳津版のこういうことができれば、いろんな方にメリットがあると思しますので研
究をしていただきたいと思します。

最後になりますけれども、先ほど町民課長が、問題は免許を返納した人にばかりこういう
メリットがあるということはそうではない方に何のメリットもないということで、会津坂下
町と湯川村はもう65歳以上の方は全ていろんな形で町からの給付を受けるということでやっ
ているようでありますけれども、例えば柳津町も、返納した人だけがタクシーやバスを安く
使えるとかというところ確かにそういう問題が出てきますから、今、柳津町の路線バスの経費が
まず4,000万円ぐらいでしょうか。それで、29年度の予算を見ますと、バスの収益、利用状
況で100万ぐらいたしか上がっているはずですね。ということになりますと、全体の路線バ
スにかかわる経費からして、その収益というのはもう0%に近い、1%、2%ぐらいだとい
うことであれば、思い切って返納者だけではなくて、65歳以上にするか75歳以上にするかは
別としまして、そういう方をもう思い切ってバスの運賃を無料にしてあげて、またそういう
方たちにも同じようにメリットを与えることによって、どんどん使ってもらって柳津町の町
なかを利用してもらおうと。先ほどの地域振興にもつながりますけれども、それにあわせて高
齢者の交通弱者を少しでもなくすということもやぶさかではないのかというふうな思いをし
たんですが、その点について総務課長、いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今ほど町民バスについて、免許返納者だけではなくて年齢等を区切って無料にしてはどうかというようなお話とらせていただきました。基本的に今現在、先ほど小林議員にもお話を申し上げましたが、柳津町については自家用の有償旅客法という部分で料金を取って運送しております。

それはなぜかといいますと、実はそれをやることによって赤字分について県からある程度の補助金をいただけるという部分が実はございます。町民バスは、おわかりのとおり、今現在は子供さんも当然スクールバスとして使っている、一般の方も乗っていらっしゃるという部分で、その割合に応じて費用を案分しております。町民バス部門で持っているのが全体の65%、スクールバスで持っている部分が35%経費を持っているという状況になっております。その35%の経費のうち、先ほど言いました収入、一昨年27年の実績ですと収入で164万5,000円ほど収入が入っております。そのほか地方債と言われる部分を過疎ソフト的なものを充て込んでおりますので、それを引いた残りについて赤字という部分になりますから、県のほうに有償輸送の部分でやっておりますので、赤字分について補填してくださいというような形で申請をして、昨年ですと440万円ほどの補助金をいただいているというところが実はございます。

今現在、柳津町については、18歳までのお子さんについては減免という形で免除をしているとなっております。なので、無料にしてしまいますと、いろんな意味でそういう補助制度が使えないという部分も出てまいりますので、ある一定年齢に達したときに減免措置を設けるとか、そういうことは考え方としては1つ可能なのかもしれないと思っているところです。一律ここから全て無料にしますよと言ってしまいますと、無料と言った途端にこの補助金が受けられなくなるというようなこともございますので、こういう理由で減免をしたいというような形で町の制度を見直しをかけて、補助金もいただけるような形にしていければいいのかというふうに少し考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

総務課長、言葉を選んで答弁していただきまして、ありがとうございました。あくまでも有料の路線であるということでありまして、その運用の仕方では18歳未満が減免という

ことがあると。逆に、ある程度の高齢者に対しても何らかの形で似たような制度はつくれないことはない。私は、今そういうふうを受けとめましたので、その辺も含めて執行部の皆さんは高齢者の悲惨な事故を少なくするために、これを1つの手段としていろんな多岐の方面から検討していただいて、柳津町からはそういう悲惨な事故を起こさない、あるいは、年配のお年寄りの方が認知症にならない、いろいろ政策を進めていただきながらもそうなった方のためにもきちんとした、その方たちが地域でも生活していけるような総合的な政策をこれからも実現していただくことをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

これをもって田崎為浩君の質問を終わります。

次に、岩渕清幸の登壇を許します。

1番、岩渕清幸君。

○1番（登壇）

さきの通告に従い、質問申し上げます。

中学校統合に向けての現状と今後の進め方について。

平成30年4月の中学校統合に向けてあと1年余りと目前に迫ってまいりましたが、現状と課題、そして今後の進め方について伺います。

まずは、現状についてですが、ここ数カ月、今までなかったような方面からも慎重論や反対の声が聞こえてきたように思われますが、現在の状況をどう分析しているか伺います。また、現在まで適切に進められてきたのかとの認識はどうか伺います。

次に、これからの進め方について幾つか質問します。

1番、平成27年度教育委員会点検・評価報告書の中での有識者の意見には、「反対する保護者に対し理解できるような説明、納得できる話し合いが少ないように思われます」と指摘されております。理解、納得してもらえるような話し合いを今後どのような形で進めていくのか伺います。

2、平成25年12月に行われた今後の中学校のあり方についての基本方針の説明会の中で出された疑問や意見の中で、次の項目についてどう検討し、どういう方向性が出されたのか伺います。

①西山地区の通学の方法について。町民バスの体制の見直し、またはスクールバス、スクールタクシーなどの検討結果は怎么样了か。

②部活の問題。子ども議会での質問事項にもあったように、生徒たちにとっては非常に関心の高い問題であり、十分検討しなければならない問題であります。生徒たちへの聞き取りは行われたのかどうか。また、先生との話し合いは進められたのか伺います。

③「子供たちの気持ちの把握に努める」と答えていますが、どういう方法で行われ、どういうふうに関心を持ったのか伺います。

3、柳津統合中学校基本計画の中身について伺います。

①目指す統合中学校についてどんなビジョンを持っているか伺います。現在の柳津中学校、西山中学校の特色を生かしつつ新しい校風を持つ学校と記載されておりますが、幾つか具体的に示してもらわないと何のことか理解できません。この際ですから特色ある中学校になるような具体策を示していただきたい。また、多くの方の賛同を得て統合することが大変大事になると思われまますので、「新しい校風」をどう発信していくつもりか伺います。

②新しい校名になるわけですが、それに伴って校章、校歌も新しくなり、さらには制服や運動着なども新調することになると思われまます。それらの決定方法について伺います。

最後の質問ですが、教職員の問題などは町だけで解決できることではないと考えますが、県教育委員会との話し合いなどはどの程度まで進んでいるのか伺います。

以上、質問申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

1番、岩淵清幸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中学校の統合につきましては、教育委員会ではこれまで中学校のあり方の調査研究や統合の基本方針の審議等に各小中学校の保護者代表に参加していただくなど、順を追って丁寧に議論を進めてきたものと認識しております。

しかし、これまでの話し合いの中で提示した計画がやや抽象的な部分が多かったことから、ややもすると議論が拡散したり、一部にのみ集中したりするなど、深まりが図れなかった部分があったため、統合することへの不安に結びついてしまったのではないかと考えております。

次に、保護者への説明、話し合いにつきましては、これまでも本庁、支所の両地区において話し合いを行ってまいりました。今後は、統合中学校開校準備町民会議での協議や答申を

踏まえ、具体的な内容についての話し合いを重ねることによって理解を深めていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、通学方法につきましては、支所地区の生徒については生徒専用線として運行する案を町民会議において了承いただいたところであり、今後、保護者との話し合いを進め具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、部活動につきましては、統合中学校で行う教育活動の1つの柱となる大切な問題ですので、学校の新たな組織が決定します4月以降、柳津中と西山中の考えを調整しながら30年度の教育計画をつくり上げていく中で決定してまいりたいと思っております。その過程において両中学校が生徒の感じ方、考え方を捉えながら計画づくりをすることが大切であると考えております。

次に、統合中学校のビジョンにつきましては、新たな中学校は柳津町の教育構想を実現し得る学校、現在の柳津中と西山中のよさを生かしつつその融合を目指す学校、そして将来の小中一貫教育の実施を意図した教育活動を行う学校がその骨子となります。

詳細につきましては、今後両中学校を中心として具体的な計画づくりをしてまいりますが、小学校の教育の基礎の上に心身の発達に応じて義務教育として求められる教育がしっかりできる学校という基本を踏まえながら、柳津町らしさが感じられる学校づくりを目指す考えであります。

このため、生徒の力を引き出す日々の授業を充実させるために、タブレット端末やコンピューターなどの教育機器を整備するとともに、より多くの町民が教育活動を支える人材として学校にかかわれる仕組みの充実や、生徒がのびのび活動できる校舎や校庭の環境整備を進めてまいります。

一方、具体的な授業の進め方や教育活動の組み立ては、両中学校同士の話し合いによって順次つくり上げていけるものと考えております。その際、従来のように小学校との合同の活動をどう組み込むか、本庁地区だけでなく支所地区での活動をどう編成するか、両校のよさをどう融合させるかなどが検討課題となるものと考えております。

こうしたことを含め、新たな学校の姿を多くの町民に知っていただき理解を深めていただけるよう、広報ややないづ教育ねっとでの発信をさらに充実できるよう努めてまいります。

次に、校名、校歌、校章の決定につきましては、現在、町民会議において町民や児童生徒から応募があった69種類の校名案からの絞り込みを図り、新年度に入ってから開催される次回の会議において絞り込んだ校名案を答申いただけるよう準備を進めているところであります。

す。校歌、校章につきましては、校名の決定を待って、中学生を含む町民から校歌の歌詞、あるいは使用したい言葉、そして校章のデザインを公募して決定していく計画であり、校歌につきましては作曲を専門家に委託することを計画しております。

また、制服、運動着につきましては、教育委員会が主導して複数案を提示し、生徒や保護者の意見をもとに決めてまいりたいと考えております。

次に、県教育委員会との間では、平成30年4月を目標に統合がスムーズに進み、生徒が学習や活動にしっかりと取り組めるよう、教職員の人事面での充実を図るための話し合いを行ってまいりましたので、今年度末の人事異動において具体的にお示しできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長

これより再質問を許します。

1番、岩渕清幸君。

○1番

まず最初ですが、平成25年12月から今日までに結論を出さない、しかも大した報告もないと。だから不信感が募り、現在の状況では賛成できないという意見になると。問題を先送りしたり棚上げにしたりする、こういう風潮がいけないと思います。1月の全員協議会でも言ったと思いますが、丁寧にかつスピード感を持って物事に当たってほしいと。教育委員会で何かアクションを起こすたびに反対の声が大きくなるよう感じているのは、私だけではないと思います。すなわち、柳津中学校の再利用であり、校名の募集であります。統合後はこういう学校にするので生徒や保護者の皆様にはご理解くださいということを発信し、理解を得た上で、校名やあいた中学校の利用の問題等に進むのが当然ではなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長

教育長。

○教育長

今、岩渕議員からご指摘いただきました25年12月以降の取り組みについてお答えしておきたいと思います。

ご指摘の25年12月は、教育委員会がその前に公表しました統合の基本方針について町民対象の説明会を開催しております。その後、26年1月には町内全保護者を対象にアンケート調

査を実施し、その結果については広報やないづ5月号で町民に報告をしているところです。翌26年6月には、基本方針を受けまして町民委嘱の17名の委員による適正配置等審議会を設置し、教育委員会の基本方針についての審議を行っていただきました。同年の12月には答申の中で統合の意義についてご理解をいただいたのを受けまして、町長と教育委員会の会議である総合教育会議や教育委員会定例会等で協議を重ねまして、27年7月までに平成30年4月統合の方針を決定したところです。その年9月の議会においては、一般質問をいただきまして、その中で次の段階に進む時期であるというような答弁を行っております。その方針の詳細については、その年の11月から翌28年の3月までに3回の説明会と広報やないづによる統合の趣旨説明の広報を行ってまいりました。28年3月の議会では、統合中学校開校準備町民会議の条例案及び予算を上程し、可決していただきまして、現在まで4回の会議を開催してまいったところです。

この間、28年11月にも説明会を開催、さらに30年4月統合についての理解を図る努力をしてまいったつもりですが、これまで私たちとしては丁寧に順を踏んで取り組んできたという認識であり、先送りしたり棚上げをしてきたということは、私としては当たらないというふうに感じております。ただ、西山中学校の校舎利用のアンケートにつきましては、教育委員会としては町民会議や議会全員協議会にお話しした後に実施してほしいと考えていたものの、プロジェクトチームとの調整のタイミングを逸してしまった結果、一部に混乱を来したものと認識しております。このことにつきましては、28年11月の全員協議会の席上お詫びを申し上げたとおりであります。

以上であります。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

手順前後という感じは、私だけでなく多少感じている方がいらっしゃるんだろうと思います。しっかりと、時間も余らないことでもありますので、一步一步進んでいただきたいと思いますが、

それにしても通学の問題と部活の問題についてなかなか結論が出なかったのは、かなり私にとっては不満のあるところでもあります。先ほどの6番、小林議員への答弁の中で、スクールバスということが町民会議の中で一応決定されたということで、通学の問題にとっては、特に関心の高い問題でありますので決定されてよかったと思いますが、そのスクールバスの

利用についてですが、質問をさせていただきます。

柳津町スクールバスの住民利用に関する条例というのがありまして、「第2条、住民利用とは、交通機関のない区域または交通機関の運行回数が著しく少ないことにより、交通機関の利用が著しく困難となっている区域の住民のため、スクールバスを児童生徒の通学以外の目的で運行し、利用することを言う」と規定されておりますが、この2条を適用させるのかどうかをお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

今の柳津町スクールバスの住民利用に関する条例の件でございますけれども、先ほどお答えしましたように、生徒の通学については登下校専用のスクールバスであり直通で運行したいというような計画でございますので、その第2条でございます住民利用については適用は考えておりません。スクールバスの路線としては町民バスが存在しているという認識をしておりますので、2条の適用は考えておりません。

以上です。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

それでは改めてそのスクールバスというか、先ほどの小林議員ともかぶる質問になるかも多少思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。実際の通学時間は最長で40分から50分ぐらいかというふうに理解しておりますが、その間ただ乗っているだけでなく、各シートにイヤホン等を取りつけていただいて、英語のヒアリングや小説や詩の朗読などの音声、または音楽鑑賞、その他、画像があれば使えるかと思うんですがちょっとおもしろい科学実験の動画とか、あるいは部活の指導に使えるような動画などを流し、その時間を有効に利用することは考えられないのかと。動画は車酔いの原因になることもあるので慎重を期する必要があるとは思ひますが、検討する必要があると思うんですね。その時間を有効に利用することにより、学力の向上や情操教育の向上につながると思ひますので、ぜひ検討をお願ひしたいと思ひますが、いかがですか。

○議長

教育長。

○教育長

通学のことに関する質問でありますけれども、今回町民会議に提案させていただきましたバスについては、町民バスの担当者が想定しております使用車両のワゴン車を実際に走らせてまして、冬期間の時間を想定したダイヤを組んであります。それによりますと、琵琶首線で約50分、高森線で40分、大峯線で30分と所要時間が試算されております。この通学時間帯については、現在進めております町民会議の委員からもその時間の活用というようなご意見を出していただいているところであります。英語のヒアリング等音声教材を活用したらどうだというような提案でございましたけれども、ただいま議員から提案されたことも含めまして、さまざまな意見を参考として、具体的に今後両中学校が調整しながら具体的な教育計画を作成していきますので、その教育計画の中の英語教育といったものとの絡みをどのようにとっていったらいいのかということ、あるいは、生徒の下校時の体調とかそういった状況も踏まえながら、現実的な活用ができないか検討していきたいと考えております。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

よろしく検討をお願いしたいと思います。往復で1時間半というような大変貴重な時間がありますので、有効に利用することは大変大事なことだと思いますし、そういうことによって生徒や保護者の方にも、ああ、この統合をすることによって、時間は早く起きなんなくなつたかもしれないけど、大変有効だったなというふうに思っていただけでもいいので、よろしくをお願いします。

西山中学校のバトミントン部は、昨年の新人戦で優秀な成績を上げておりまして、この部活がなくなるのではないかという不安や不満は私でも理解できると思うんですけれども、それに応えられないようではおかしいわけでありまして、先生や指導者の配置の問題もあるとは思われますが、早目に結論を出して提示していただきたいと思いますが、いつごろになるのか具体的にわかりましたらお教えてください。

○議長

教育長。

○教育長

部活動についてのご質問ですけれども、ご指摘のように西山中のバトミントン部は過去に相当な歴史を持っておりまして、昨年度も大分活躍をした実績を上げております。同様に、

柳津中のバレーボール部、テニス部といった伝統ある部活動につきましても、やはりこれまでの先輩方の積み重ねや今入っている子供たちの意気込み等もございますので、具体的に部活動の種類をどうしていくかということについては、学校が一番子供たちと接して指導しておりますので、理解をしその展望ができるころだと考えておりますので、先ほどお答えしましたように、新たな両中学校の職員組織ができて早々にそういったものについての検討をしまして、早目にその中身については提示していきたいと思っております。そのときにチーム運動の重要性といったことを私も考えておりますし、学校のほうでもそれを感じております。それから、現在の柳津中、西山中の特色ある教育活動のよさを生かすというような原則も大切にしながら、部活動のあり方について検討していきたいと考えているところです。時期についてはちょっとまだここでは申せませんが、計画づくりは急がせたいと思っております。

○議長

1 番、岩渕清幸君。

○1 番

先ほど小林議員の質問の中にありましたが、西山中学校がキャリア教育優良学校として文部科学大臣表彰を受賞しました。地区の魅力づくりと活性化に取り組む企業化教育を実践しており、高く評価されたものと思われま。こういう教育こそが、ひいては人口減少の歯どめにもつながります。地区を理解し、町を理解し、若き起業家を目指すような生徒が将来育つような教育も大変重要であると思われま。先ほどちょっと質問がかぶっておりますが、こういう教育をぜひ引き継いでもらいたいと思われまが、どのようなお考えでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

ありがとうございます。西山中学校がこれまで取り組んできたアントレプレナーシップ育成、つまり起業家、業を起こすといった精神を育成するということを目指した教育が、今年度キャリア教育優良学校として文部科学省から表彰されたことは大変誇らしいことでありまして、結果として地区の活性化に一役買えたかということにつきましては大変喜ばしいことだと思われま。

その内容ですが、起業家育成の視点から、郷土理解の教育を見直し、生徒に地域への愛着、地域との結びつきやきずなを構築したいという願いからスタートしたものでありま。まさ

に、柳津町で学校教育に担っていただきたいと思っていますふるさと柳津への強い思いを育むということにつながるものと考えております。

ただ、同様な試みが県内あるいは他県でも行われておりますけれども、その子供の活動を定着をするためには、地域あるいは企業といったところとの連携が重要でありまして、西会津では西会津高校生が大変ユニークなお菓子、スイーツをつくりまして、そのバックにはお菓子屋さんとかそういった業者の力もおかりしてやっているというようなところもございます。中学生としてどこまでのことができるのかという見きわめをこれからしなければならないことであると思っていますし、統合中学校においても、この西山中の取り組みというのは活動の視点を継承しさらに進化させて、学習の範囲を支所地区だけでなく本庁地区も含めた町全体に広げていくことが充実した学習につながると考えております。

さらに、西山中学校の取り組みが評価されたのは、地域の方々の陰に陽にわたる支援があったことは重要な要素でありますので、統合中学校を町全体で支えるといった意味で、町民が学校と何らかの活動を通して結びつくことができる仕組みといったものをつくり上げることも重要であると考えております。

以上です。

○議長

1 番、岩渕清幸君。

○1 番

最後の質問になります。

校名などの決定についても余り時間があるとは思えません。町民会議の方たちには、大変ですがいろいろな問題に対し検討を重ねていただいて統合への準備を加速していただきたいと思います。一つ一つ問題を明らかにし、それを解決していけば、条件付賛成の方や消極的になっている方にも賛同をいただけるものと思います。まずは疑問に答え、町民の期待に応えることが重要であり、それにつけても情報の発信が非常に大事になると思います。今回の議会に教育アドバイザーに関する条例が上程されるようですが、いかにも唐突な感じがします。27年7月には30年度に統合する方針が示されたわけですので、これまでに議会や町民に知らせるチャンスはあったと思うのです。丁寧な説明というのはそういうことも含まれます。何事にも総論賛成各論反対ということはまああることですが、各論についても賛同をいただける努力を望みます。

統合後は何か特徴のある学校にしてほしいと思っています。例えば、スポーツでは福島駅

伝では町の部で上位入賞を目指すために、特にそういう方面の指導に定評のある先生を招聘するとか、環境が変わって精神的に不安定になる生徒が発生することも懸念されますので、精神カウンセラーの派遣もできるような準備や、大勢の中に初めて入ってややもすればじめを受けるといった生徒が出ないとも限らないので、普段から生徒たちの変化を細かく観察し、保護者との連絡も密に行われる体制の構築なども進め、他の町村からうらやましがられるような学校になってほしいと思います。そのためには県との協議も大変重要になってきます。ここでこそ教育長の政治力を発揮していただきたい。教育長の覚悟を伺い、質問を終わります。

○議長

教育長。

○教育長

教育委員会としての説明等の広報等についての取り組みについては先ほど申し上げましたので繰り返しません、さらに努力をしなければならないということは肝に銘じております。

また、統合中学校の中で子供たちの精神的な問題といったものについても心配がされるわけですけれども、現在も県から両中学校にはカウンセラーを派遣していただき、全員に対するカウンセリングといった試みを進めているところでありまして、子供たちのそういった状況の把握については県との協力をこれからも続けていきたいと考えておりますし、例えば、福島駅伝におきまして中学生がその主要なメンバーになっているということにつきましては、学校自身が自覚をしております、それぞれの学校が校内でのマラソン大会を開催したり、陸上の練習といったものに力を注ぐなど、その雰囲気を高めているのが現状でございますので、その流れをぜひ大切に続けていきたいと思っております。

現在までに4回、町民会議を重ねましたけれども、統合中学校の基本的なあり方が固まっています。つまり、柳津町の学校教育で目指す「かしこく、たくましく、心やさしい柳津っこ」を育てるために望ましい集団活動ができる集団規模を確保し、生徒同士の学び合いと高め合いを通して社会性の育成をより確実に実施することができるような統合中学校でありたいということです。新たな中学校の中では教員が一人一人に目を配ることができると感じておりますし、グループ活動なども活発にさせられる人数の中で、タブレットなどの教育機器を活用しながら学び合う姿が見られるよう環境の整備を行いたいと思います。現在でも会津域内のタブレットの活用においては、教育事務所でも西山小学校を推薦していただくなど、研修の場としても提供している場面が昨年も数回ございました。そういった流れをぜひ

ひ生かしていきたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、中学3年生での海外への修学旅行といったものを実際に計画できるようにいたしまして、英語で自分の思いを伝えられる、そういったコミュニケーション能力の向上にはしっかりと取り組みたいというふうに思っております。

目指す学校の姿を一つずつ具体化して理解を進めるために、保護者を初めとする関係の方々と話し合いを持ち、情報の提供にも努めてまいります。それにつきましても、このような新たな学校の教育活動についての準備を進めるに当たっては、学校教育の専門的な内容に知見を有する人材が必要になります。教育委員会から今回提案させていただいております学校教育アドバイザーにつきましては、そういった学校内の教育活動についての専門的な指導助言をいただく、そういった面での必要性が生じたという判断で提案をさせていただいているということにつきまして理解をいただければと思います。

平成30年4月の統合については、教職員の人事の権限を持っております県の教育委員会とは情報の交換を進めております。次年度についても統合に向けた人事面での後押しをお願いしてきたところです。今後、統合に向けた正式の協議のためには、校名の決定と町の小学校及び中学校条例改正が議会で可決されることが不可欠でありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。統合中学校のスムーズなスタートとその中身の充実のために全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

これをもって岩淵清幸君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を2時35分といたします。（午後2時21分）

○議長

議事を再開いたします。（午後2時35分）

◇

◇

◇

○議長

次に、磯目泰彦君の登壇を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番（登壇）

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

柳津町の「まち・ひと・しごと」創生総合戦略について。

現在、柳津町では第5次振興計画とともに柳津町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度から平成31年度の5年間で取り組んでいるところでありますが、開始から2年が経過いたしました。以下の2点につきまして現在の進捗状況と今後の町の考え方を伺います。

①基本目標2施策1番、観光の振興について。

②基本目標2施策2番、美しい景観のまちづくりの推進について。

以上であります。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、2番、磯目泰彦議員にお答えをいたします。

まず1点目ではありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町の人口の現状と将来を展望した人口ビジョンを策定し、これを踏まえて平成27年度から平成31年度までの5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものでありますが、当町では、振興計画の後期基本計画と同時期に策定したため、基本計画の施策を4つの基本目標に合わせて振り分けをし策定をしたところであります。

この中でも、ご質問の2つの施策につきましては、柳津町への新しい人の流れをつくるという基本目標の中に整理をしておりますが、K P I 指標の1つである観光客入込数の数値は、平成27年度の確定値で83万4,452人となっており、平成31年度の数値目標である78万5,000人以上を大幅に上回っております。この要因としましては、ふくしまデスティネーションキャンペーンや「ジヌよさらば。かむろば村へ」の映画の公開なども影響しているものと考えておりますが、今年度につきましても計画に基づき事業を展開してきたところであります。

まず、観光の振興のうち効果的なP R活動の推進につきましては、地域おこし協力隊によるインターネット等を活用した情報の発信を積極的に行い、各種メディアなどに取り上げていただく回数が増えまいりました。また、首都圏で実施されたエージェントへのP R活動などにも関係団体とともに積極的に参加をしております。

2つ目の魅力ある観光イベントの実施としましては、赤べこまつりや赤べこスタンプラリーを実施したほか、赤べこをモチーフとしたノベルティーやパンフレットを使用した赤べこ

発祥の地としてのPR活動を実施しながら、徐々にではありますが効果が出始めております。今後も継続して実施してまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

3つ目の宿泊施設との連携の推進につきましては、冬期間の閑散期に宿泊客を誘客すべく旅館組合と連携し、宿泊客への商品券配布や送迎の補助を実施した結果、今年度は期間中1,000人を超える宿泊者がありました。昨年度と比較しますと200名程度増加しております。

4つ目の観光団体の組織体制の強化としましては、平成28年度より観光協会に事務局長を配置していただき、その人件費を補助しております。さらに、地域おこし協力隊として観光イベントの企画・運営を観光協会において行っていただく方を新たに今募集をしているところであります。

次に、美しい景観のまちづくりの推進につきましては、景観意識の高揚、美化活動の推進、町並み景観の整備、魅力ある景観形成の4つに分かれておりますが、クリーンアップ作戦やロードフラワー作戦などを実施することによって、意識の高揚や美化活動の推進を図っているほか、赤べこプランターを製作し希望者へ貸し出しを行って花を植えてもらうことによって、町なかのにぎわい創出を図っているところであります。さらに、景観美を意識している外国からの観光客の誘客にもつなげるため、桜成木の撫育や瑞光寺公園の除草などを計画的に実施してまいりたいと思っております。

こうした結果、各施設の入込状況を見ますと、昨年度を上回る観光客が柳津町を訪れておりますので、引き続き観光客の誘客につながる事業を着実に展開してまいりたいと、そのような考えであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、柳津町のまち・ひと・しごと創生総合戦略ということの仕組みというか、そちらの中で何点かお聞きをしたいと思えます。

まず、こちらの冊子にも載っておりますけれども、この中に施策の評価をするということで外部委員会を設けるんだというふうな形で載っておりますが、この外部委員会ということはどこで評価をしているのかお聞きをしたいと思えます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問でございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画書の中に記載されております外部評価委員会というものでございますが、それにつきましては町振興計画審議会のことを指してございます。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、この中でわざわざ振興審議会で出さないということで外部評価委員会という名称で出したのは、何か理由があるわけですか。ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

外部評価委員会ということを出したという部分でございますが、基本的にはこの計画でございますのでK P Iが当然入っていますので、そこに対して評価をするものをどこか設けなさいという話があったものですから、ただ、計画書上は外部評価という形を使っておりますが、町としては町長が答弁したとおり、振興計画をつくる時期と、このまち・ひと・しごと創生総合戦略を同一時期につくっております。振興計画をまち・ひと・しごと創生総合の中の4つの大きい枠の中で組みかえをしてこの制約をつくったということがございますので、基本ベースとなっているものは振興計画という部分でございますので、やはり評価をしていただくに当たっては、外部評価委員会とは表示してございますが、振興計画審議会で評価をしていただくという部分が一番いいのではないかとこの部分で委員に選定しているというところでございます。

以上でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、この外部委員会というのは振興計画審議会ということで捉えていいのかという

ふうに思っております。

この中で、年度ごとにK P I、今総務課長のほうからも話が出ましたけれども、K P I、キー・パフォーマンス・インディケーターという名称であります、この数値の設定、これを年度ごとに設定をしながら2年間ということやってきたわけでありましてけれども、このK P I数値ということは結局目標なわけでございます。これに対しての達成率、27年度、28年度もお示ししていただけるのであれば助かりますけれども、わかる範囲でお答えをいただきたいと思っております。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますけれども、平成27年度の数値目標でありますK P Iの数値と達成率ということかと思っておりますが、まずK P Iの数値目標につきましては、27年度74万5,000人となっております、実績では、町長の答弁にもありましたが83万4,452人でございます。達成率で申し上げますと112%ということになります。28年度につきましては、まだ年度途中でございますので実績値は出ておりませんので、ご了承願いたいと思っております。

なお、この数値目標の設定の考え方、理由といたしましては、計画策定当時、震災後ということもありまして原発事故などの風評被害が回復しなかったということで、観光客の入込数が70万人台の数字でありましたので、過去4年間の平均をもとに算出しております。それでこのような低い目標値となっておりますけれども、今後の観光客の入込状況なども勘案しながら、見直しについて必要であれば振興計画審議会に案を提出していきたいと考えております。

以上であります。

○議長

地域振興課長、28年度の数値目標は。

地域振興課長。

○地域振興課長

28年度につきましては、まだ1月から3月の数字が出ておりませんので。

○議長

実績はまだでしょう。

では、総務課長。

○総務課長

数値目標でございますが、数値目標といたしましては28年度が75万5,000人となっております。

以上でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

K P I 続きということで次の質問をさせていただきたいと思います。

このK P I の目標ということで数値が何種類か出ているわけでございます。その中で参考ということで、福島県の観光動態調査ということで数値枠の中には書いてあると思います。さらにその下の枠に宿泊者数ということで町のデータということでありましたけれども、この町のデータというのは、どこから導いた数字なのか教えていただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問でございますけれども、総合戦略の計画書の中にありますK P I の数値取得方法で福島県観光動態調査による数値と町担当課データの算出根拠となりますデータベースにつきましては、毎月の観光客入込数調査というものがございます。それが基本となっております。これにつきましては、主要な観光施設であります円蔵寺、斎藤清美術館、地熱発電所、観光物産館、ほっと i n やないづ、柳津・西山の各温泉旅館からの入り込みや宿泊人数について定期的に町に報告がございますので、それを積み上げたものでございます。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

今、その宿泊者数ということで各旅館さんから上がってきた数字だというようなお答えをいただきましたけれども、実際に柳津町全体の入り込みを考えてみますと、宿泊者数というのは計算しますと1.8%、全体の入込数から見て1.8%。そして、温泉の入湯者数から見ますと約20%の宿泊者数になっているというふうに思われます。平成31年度の目標ということでK P I のほうでは1万7,300名ということで宿泊者数は出ているわけでございます。これを

単純に月で割りますと、月1,440名、1日当たり48名、これを件数、いわゆる柳津温泉、西山温泉の件数で割りますと、1日何と4名という宿泊者数になってしまうと。これは大変低い数字ではないかなというふうに私は思っております。もちろん、目標の数値どうのこうのというのがありますけれども、実情として本当にこの柳津町の温泉にどれだけの方々が泊まってきて、そしてまた来たいというふうに思っただけなのか。この4名の方というのは、各お店で果たして成り立っていくのかなというふうな、非常に疑問にも思うような数値であります。

実際にこういった宿泊の方を増やすというイベント、先ほど町長の方針演説の中でも宿泊を増やすというような意気込みもいただきましたけれども、例えば宿泊をいかに増やすんだと。確かに民間企業の中での努力というのは非常に大変になってくるとは思います。しかし、せっかくイベントをとり行っているのであれば、やはり宿泊を伴ったイベントといった部分も、単発単発のイベントだけでなく、そういった形で泊まってそしてイベントをやっているというような方向づけも私は大切になってくるのではないのかと思っておりますけれども、そういった例えば2日間連続でやるイベント、泊まっていただけるようなイベント、そういった部分をお考えなのかどうなのかお聞きをしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

宿泊を伴うようなイベントということかと思っておりますけれども、現在、町のほうや実行委員会のほうで各種イベントを実施しておりますけれども、その内容についても今後見直しをしていくなどしまして、より集客効果のあるイベントにしていく必要があるとは考えておりますので、今後、実行委員会とか旅館組合などと相談しながら、宿泊客なども巻き込めるようなイベントを考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

そういった形で宿泊をうんと増やしていただくということで、町の中の活性化をより一層やっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、平成27年度の柳津町の入込数ということで、先ほど答弁の中にもありました

けれども、83万4,000人ということでありますが、実際の数字ということで円蔵寺に訪れた方は51万6,000人、これは平成27年度なんです、柳津町温泉ということになりますと4万9,000人、そして西山温泉となりますと2万3,900人、そして物産館、足湯ということで17万1,000人ということからもわかりますように、何と言いましてもやはり柳津町の観光というのは円蔵寺、そして足湯、物産館の周辺に大変人気集中しているということは、数字からもはっきりわかるわけでございます。そういった意味でも、どうしても偏らないように大きく、せっかくある観光をやはりお互いつながっていくような動線が私は必要ではないのかなど。観光の動線をつなげていくと。どんな形でやるというような素案でも結構でございますけれども、私から思うには、歩いていける、そしてまた町から足湯、そういった形、足湯から町なかというような形でやはり流れをつくっていかなければ、せっかくこの252線沿いでこれだけのお客さんに来ていただく、せっかく来たんだったら、じゃあ円蔵寺のほうにも行ってみっかというような形にもなるように、やはりそういう動線ということを考えていただきたいというふうに思いますけれども、どのような考えをお持ちですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、円蔵寺と道の駅を結ぶ観光動線ということかと思っておりますけれども、議員おっしゃるとおり、これらの施設は町の観光の中心的役割を果たしておりますが、車社会ということもありまして町なかへの誘導が課題となっております。そこで、平成29年度当初予算の中で観光協会の業務委託ということで、繁忙期、主に土日祝日の観光案内派遣業務ということで、道の駅に案内人を設置しまして町なかへの誘導も兼ねて観光PRを実施する予定となっております。

また、施設の整備につきましては、どのようなものが有効なのか、まちづくり推進委員会などの意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

私の今の考えということで、なかなか早急ということでも大変な部分もあるとは思いますが、やはりこの流れというのはしっかりと頭の中に入れていただいて、観光客の

方を誘導すると。やはり外ばかりでなく中にも入れるというような形で考えていただきたいと思っております。

観光ということでの話になるんですが、平成26年と27年ということでこの福島県の観光動態調査をベースに考えますと、8カ所調査箇所があるということになっております。その中でもやはりその他という項目がございます。その他という項目は、昨今であります道の駅の入込数ではないかなというふうに思っております。現に、その他の項目では33%の伸びを示しております。ほか7項目については減少というような動態調査が出ております。その中で、例えばですが、道の駅ばんだい、そして坂下、湯川の道の駅、これはいずれも単独の施設で100万人を超えているわけです。この百万人を超えているのにもかかわらず、柳津町全体で70万だ、80万だというような数値目標では、私は余りにも低いのではないかと。観光の町だよと言っているのにもかかわらず、目標が低いところで達成しましたというようなことで言っている、私は、ほかのところを見れば、条件は違うにしてもやはり目標として100万人ということの大きさを考えれば、もっとPDCAのサイクルを活用しながら、しっかりと機能させていただきながらやっていただきたいと思っております。

そこで、私が6月の時点で提案というか、考えを述べさせていただきましたけれども、道の駅の活性化ということで2輪車の駐輪場、そして道の駅と足湯間の通路、そして赤べこプランターの対応ということでお話をさせていただきましたけれども、これについては今後の町の動きというか、考え方はどのようになっているのでしょうか。再度お聞きしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問でございますけれども、道の駅活性化案ということで、平成29年度当初予算におき県補助を受けまして、清流苑前のほうにバイクポートを設置すべく450万円ほど計上しております。

また、道の駅と足湯との間の連絡通路の設置につきましては、道の駅の入り口が狭く大型バスなどの車両の出入りに不便をかけているということから、平成29年度に入り口の拡張を福島県が実施する予定となっておりますので、拡張後に内部のほうで協議してまいりたいというふうに思っております。

また、赤べこプランターにつきましては、補正予算で100基予算をとらせていただいたわ

けなんです、申し込みの結果60基となっております。赤ベコプランターにつきましてはもう完成はしておりますので、年度内に、降雪時期でありますので3月末までには申し込みのあった方に配布していきたいと思っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

そういった形で早急に、これからトップシーズンを迎えてくるわけでございます。やはり観光ということであります。雪解けになれば、やはり多くの方々が桜だ、ドライブだということ訪れていただけるものと思っております。とにかく早目の対応をしていただきたいと思いますが、観光につきましてはこれで最後にしますけれども、最後に町長に平成29年度の動員人数を100万人やるんだというような意思表示をしていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長

町長。

○町長

今、磯目議員がおっしゃったように、やはり数字は的確なものにしていかなくてはならないと、そのように思っております。そういった中で、かなり道の駅周辺が1割くらいずつ伸びております。確かにもう100万人の到達は無理ではないと思っております。また、かつての柳津町の観光の動員数は100万人の観光客ということでやっておりますので、これからのについても100万人の観光客は柳津は常時あるんだというような意識を高めていきたいと。そのためにも点と点を結び合せて動線にするということは、これは必ず必要でありますので、それとあわせながら、やはり民間の受け皿をつくっていかなければならない。農業の活性化のためにも法人化が必要だと同じように、やはり町の中にもそれらを引き込む団体が必要だということであるので、それらもあわせて育てていきたいと思っております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

100万人できるであろうということでもあります。本当であれば、やりますという返事をいただきたいというふうに思っておりましたけれども、ぜひとも100万人を超える観光の方々

を受け入れていただきたい。それにはやはり一生懸命、行政なり民間なり頑張っ
てやっ
ていく
ということをお願いをしたいと思います。

続きまして、美しい景観のまちづくりについて質問をさせていただきたいと思
います。先
ほど話にも出ました赤べこプランターや花等の植樹ということで、これから町の中もきれい
になってくるのかなと思っております。なかなか花も、植えたはいいがちょっとメンテナ
ンスという部分もありますので、赤べこプランターなどは各お店などでも管理ができるとは思
いますけれども、ロードフラワーということであればしっかり管理もしていただきたい。そ
ういうところの大変プラスをする景観づくり、いわゆる景観に対して何かを置いていく、残
すというような景観づくりも重要だとは思いますが、やはり不要なもの、これはちょ
っと景観としてどうなのかなというような、いわゆる除去をするというような景観づくりも
私は大切な1つの景観づくりではないかと思っております。

現在、柳津町各所におきましては、特にスギ等の樹木が民家、そして町の中に点在を
しております。特に安久津地区、小学校、中学校、そして保育所周辺などにおいても通学路に
ありますスギの木等で、冬期間におきましては落雪や凍結、日が当たらないということで大
変路面盤も悪くなるというようなこともあります。これは景観整備ということだけではない
と思
いますけれども、道の駅周辺とあわせまして、早急に安心・安全なまちづくりをするた
めにも、子供たちの安全な通学ということもあわせ持った形で整備をしていただきたい。
新しいきれいなまちづくりをするということは、ひいてはやはり入込客にも影響がある
のではないかと考えておりますけれども、その点について町内の樹木についての景観整備
ということではどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

景観整備ということではありますが、主に道路沿いの森林整備につきましては、これ
まで県の補助事業であります森林環境交付金事業などによりまして間伐などを実施して
きているところでございます。現在も計画的に実施しておりますので、今後そういった箇
所の整備につきましても、所有者がございましたらご理解をいただきながら進めてい
きたいと思
っております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

道路沿いのいわゆるスギの木とかの枝というのは、伐採でなくても整備できるのではないかと思いますのでそこら辺も、これから中学校統合ということも控えています。これから給食センターも新しくなるということであれば、やはりそういったものを含めて環境整備、道路の拡幅などもあわせてしっかりと検討していただきながら、ハード面、ソフト面、両方をそろえていただいて安心・安全に努めていっていただきたいと思っておりますけれども、こういった学校周辺の道路の拡幅ということは考えているのでしょうか。その点についてだけお聞きしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

多分、議員おただしの路線は、国道252から保育所前を通過して上の柳津石神線にぶつかる道路のことだと思いますが、それでよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

給食センターが30年9月には完成いたします。それで、石神線との合流点については、隅切りもされておりませんので、幅員も3メートルと狭いので、今後近いうちに拡幅をしなければならぬのかと考えております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

拡幅をしなければいけないというお答えをいただきましたので、そういった面も含めましてしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、この美しい環境ということでしっかりと整えるということで、やはり観光客、そして住民の皆様にとしっかりと安全な道路環境もあわせて整備をしていただきたいと強くお願いを申し上げまして、私の質問は以上で終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

次に、伊藤 純君の登壇を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番（登壇）

質問の前に、昨年提案しておりました商工観光業の就労支援の支援策につきまして早速具体的な方策をとっていただきましたことを、町長を初め執行部の皆さんに御礼を申し上げておきたいと思います。

それでは、さきの通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず1つ目ですが、資産的事業の今後の考え方についてであります。本年度の重点事業の1つでもあります「未来に希望の持てる活力あるまちづくり」とありますが、地方創生、まちづくり、インバウンドという言葉が最近よく耳にいたします。それらの成功の要因の1つとしまして、例えば「桜づつみ」のような将来に向けた町の資産となる資産的事業が重要であると考えますが、今後の町の取り組み及び事業をどのように展開してどう活用していくのか伺いたいと思います。

2点目であります。現在設置されております目安箱に係る意見要望の公開についてであります。今現在、要望等の公開をしているのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、3番、伊藤議員にお答えをしたいと思います。

今後の事業を進める上で、将来多くの方が柳津町を訪れてくれるように、資産となるような整備を進める事業の展開は必要不可欠なものであると、そのような考えをしております。柳津町には、只見川を中心とした自然景観や桜並木、赤べこ発祥の地である円蔵寺など、先人が残した大切な資産が数多くあるわけであります。桜成木の撫育事業など景観を維持する事業や、赤べこ発祥の地PR事業など継続的に行っていかなければならないと、そのような考えを持ち合わせております。また、桜づつみのような新たな資産を形成する事業の展開も必要であり、スキー場跡地の利用については、後年度負担が少なく将来的に町の資産になるような整備を進めてまいりたいと、そのような思いであります。

なお、今後とも皆様の要望に関しては、できるだけスピード感を持ってやっていきたいと思っております。

2番目の目安箱に係る意見要望の公開についてであります。この目安箱につきましては、町では公聴事業として役場本庁舎、そして西山支所に設置しながら、あなたの一声ということで町民からの要望やアイデアを町政に生かすための意見収集を行っております。毎週月曜日に箱を開けることを基本として、寄せられたご意見やご要望等は、総務課で取りまとめて内容等を確認して速やかに担当課へ引き継ぎ、担当課において対応策を講じることとしております。さらに、ご意見・ご要望の内容に応じて、多くの町民の方々に公表する必要がある場合は、広報やないづでこれを掲載しているところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番

それでは、再質問をさせていただきます。

資産的な事業の今後の考え方についてであります。今、町長が言ったとおり、柳津町には名所・旧跡が多々存在しております。その1つでもあります虚空蔵尊、柳津町のイメージはどんなものですかと近隣市町村の方々に聞きますと、やはり虚空蔵様でしょうというようなイメージが多く聞かれました。もちろんそのとおりだと思います。

しかし、先ほど磯目議員からも出ていましたけれども、虚空蔵様だけに現在頼っているような町の観光客の誘致の仕方ではなかなか大変ではないかと。これからまちづくり、それこそインバウンド、これを成功させるためにも、もう少しインパクトのあるまちづくりをしていかなければならないのではないかと。円蔵寺プラスアルファの付加価値をつけながら、柳津町にお客さんに来てもらうということを考えていかなければならないのではないかと考えます。

そこで、円蔵寺の桜の木も相当老木化しております。具体的にいろんな資産的な事業を考えていらっしゃると思いますが、どのような事業を考えているのかお伺いしたいと思うんですけれども。例えば、近隣市町村の例ですけれども、しだれ桜のトンネルとか、あとはスキー場にヒマワリを植えたり、菜の花畑とか、季節を通して年間を通していわゆるおもてなし、花でおもてなしをするんだという市町村もあります。そして、ある町村では、それこそ文化の継承ということでありましようが、キリの再生プロジェクトなんかも立ち上げ

ましてややっているところもあります。柳津町もそういった観点から見て、資源を有効活用できるようないろんな施策をしなければならぬと思うんですけども、今現在考えていらっしゃるような具体的な例があれば教えていただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、議員おっしゃるように円蔵寺周辺の桜につきましては老木化しておりまして、今年度28年度におきましても手入れのほうは実施しておりますけれども、てんぐ巢病や枯れた桜の木の伐採を実施しております。円蔵寺下の桜につきましては町の観光名所の1つでもございますので、29年度には桜の植栽を計画しておりますし、町内の桜の撫育についても引き続き計画的に実施していく予定となっております。

以上であります。

○議長

ほかに具体的な中身があれば。

町長。

○町長

それでは、伊藤議員にお答えしますが、先ほど磯目議員にはしなかったんですが、252に関してのスギに関して景観を守るということで、柳津町、土木事務所、そして東北電力、あとNTT、この4者が話し合いをして、この252は大事な路線であるということで、これを何とか守っていこうというような話し合いはできております。これについてはこれからも続けていきたいと思っています。

そしてまた、私の就任後ずっと夢でありましたけれども、これは職員にも言っていますが、この柳津町を中心として昔の景色を戻したいということで、小巻地区、野老沢地区をこの中心の町から全て見えるようなまちづくりをしたいということを展望しておりました。その結果、森林整備事業によって小巻地区のスギも切られ、野老沢地区も見えるようになりました。これをやはり、対岸の柳津町の虚空蔵様の景色をあそこに移したような、川を中心としたイメージを私は持っておりました。そういったまちづくりをしていきたいということで今、小巻地区ではもみじの会が発足しております。これから、野老沢地区も地域として花木を植えるような動きをしております。そして、小巻山のスキー場については花木をしながら、やはりシーズンを通しながら柳津のイメージを高めていくというような構想の中で今動いております。

ますので、これらが1つの結果を見ればかなり柳津町のイメージは上がってくるんだろうと
思っておりますので、この実現に向けて私は県・国の予算を確保しながら実現をしていき
たいと、そんなふうに思っております。

なお、内部につきましても、柳津町の道の駅を中心として虚空蔵様、そして門前町、そこ
に回遊できて滞在型の1つの町をつくりたいというのが私の夢でありますので、それらを構
築できるような体制づくりをしていきたいと思っています。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ありがとうございます。今、町長が言われましたスキー場についてもですけれども、今回
いわゆる整備、あるいは測量として予算は入っているということですが、あの土地自
体もそんなにはよくない土地なんでしょうけれども、多分花も選んだり景観づくりも大変だ
とは思いますが。

その景観づくり、いろんなことをやっていくためには人・物・金が必要になってきます。
例えば、人についてはボランティアをお願いするとか、柳津町にも結構中高年の方でもまだ
まだ元気な方がいっぱいいらっしゃいますので、そういう方々をボランティアとして考えて
みたらどうかということでもあります。

資金面で申せば、補助事業を中心にしながら、あればどんどん活用していつてもらいたい。
でなければなかなか、町単でやる、お金を持ち出すということは大変なことでもありますので、
その辺も注視しながら進めていっていただきたいと思っています。

もう一つは、受け入れ体制がなければ本当に、観光客の方が1回来てリピーターには多分
なっていないと思います。現時点で私が見ても、例えば旅館組合さんなんかもそんな
にまとまっているほうではないと、正直申し上げまして思っています。その受け入れ体制に
ついて、町のいわゆる大切なまとめ役として町の執行部の方々も大切な仕事だと思うんで
すけれども、その辺についてどんなふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

受け入れ体制ということでございますが、観光客をより多く柳津町のほうに受け入れるた
めの体制ということかと思っておりますけれども、温泉組合、旅館組合などとこれから協議しなが

ら、より多くの観光客が町を訪れてくれるような対策を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ありがとうございます。

旅館組合、それこそ商工会、観光協会、各種団体と、あと例えば奥会津振興センターなるものもできたわけでありますから、そこと連絡を密にとりながら、いかにしたら誘客できるかということも進めていかなければならないと考えております。

地方創生、まちづくり、インバウンドという欠かせない資産的事業のさらなる展開、または展望、今後の展開・展望または資源の活用等、今後考えていることがありましたらひとつお教え願いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

インバウンド対策ということで、今現在奥会津振興センターのほうで取り組んでおります海外誘客推進事業というものがございます。福島県の海外事務所とも連携しまして、海外の旅行会社を訪問して商品の造成を依頼したり、現地の旅行会社と商談会に参加するなどしまして、海外からの観光客誘客につなげているところでございます。

また、実際に海外の旅行会社がツアーを組んで奥会津のほうに来ていただきまして、只見線の乗車や円蔵寺の参拝などを実施しているところでございます。そういったこともありまして、平成28年度につきましては、柳津町に宿泊した外国人の方であります、241名ほどおります。平成27年度15名と比較しますと226名ほど増えている状況でございますので、町といたしましては、これからオリンピックも控えておりますので、外国人の方が増えると考えております。そういったことで、今年度28年度は英語のパンフレットなども作成しておりますが、来年度はさらにタイ語や中国語などの多言語化したパンフレットの作成や町を撮影した観光PRの映像をユーチューブなどにアップしまして、さらに訪日外国人の誘客を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ありがとうございます。

今、外国の観光客の方が220数名ということでありましたけれども、先ほどの磯目議員の目標でもそうですがもっと、10倍にできるような地方創生のあり方とかまちづくりとか、インバウンドを活用しながら、町の資源を活用しながら多くの客を取り込みたいと考えて、継続的にそういう事業を展開していただきたいと思います。資源は、幾らあっても磨かなければ資産にはなりませんので、その辺もよく執行部の方は考えながら進めていってほしいと思います。

他町村と同じことをやっていますは、なかなかお客さんも来てくれないということなんでしょうから、インパクトのある総合的な事業展開を今後考えていかなければならないと思いますが、何かその辺執行部のほうであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

他町村と同じことをやっていますは観光客の増加にはつながらないということかと思ひます。そのとおりだと思ひます。インパクトのある事業ということでございますが、今までもこれまでの事業で観光客のほうは現在伸びている状況でもありますし、今後そういった他町村とは違ひような事業を展開していくように今後考えていきたいと思ひております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ありがとうございます。もっともっと知恵を絞りながら、我々もそうですけれども、皆さんでまちづくりをしていきたいと思ひますので、よろしく継続的に展開していただきたいと思ひます。

続きまして、目安箱に係る意見要望の公開についてであります。これは私も見させていただきました。今後も公聴事業として住民の皆さんから、柳津町の職員は一生懸命町のために頑張っているんだ、頑張っているよねという声が多く聞かれますように、それこそ i n c

h b y i n c hで一歩ずつ休まずに、町のために住民のためにもっと豊かなまちづくりを進めて努力していただきたいと思います。そのことを要望といたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長

これをもって、伊藤 純君の質問を終わります。

次に、菊地 正君の登壇を許します。

7番、菊地 正君。

○7番（登壇）

先ほどの通告のとおり2件にわたり質問いたします。

1つ、町道会津柳津駅前線の安全対策について。

この道路は、国道252線から会津柳津駅間の道路で町民や観光客などが利用していますが、少し坂道になっているところから、冬期間においてスリップする車があり危険であるため、安全な交通の確保を図る上で消雪道路として整備するべきと考えますが、町の考えを伺います。

2、公衆トイレの整備について。

町道諏訪町十二所線の魚淵付近には公衆トイレがなく、観光客から不便だという声があります。以前は公衆トイレがありましたが、只見川の水害の影響により取り壊されました。道の駅に行くためには少し遠いので、この道路沿いに公衆トイレが必要だと考えますが、町としての整備の考えはどんなものでしょうか、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

7番、菊地議員にお答えをいたします。

道路における消雪は、人家が連続し幅員が狭い道路で機械による除排雪が困難な区間、または、路面凍結や急勾配で圧雪等によるスリップ事故防止のため特別に配慮が必要な区間に計画するのが一般的であります。

会津柳津駅前線については、平成26年度に改良工事が完成しました。延長約194メートルであります。標準幅員が5メートルで急勾配区間もなく、道路部以外の残置を購入したことによって排雪場所についても十分確保できておりますので、引き続き除雪による対応をして

まいりたいと、そのような考えであります。

次に、魚淵付近における公衆トイレにつきましては、平成24年9月の一般質問でも答弁しておりますが、平成23年7月の豪雨災害によってボート乗り場付近の公衆トイレが被災いたしました。近くに道の駅やほっと i n まちなかの公衆トイレが整備されたことによって、また、修繕に係る経費や維持管理の面も考慮した上で、平成24年度の当初予算に撤去費用を計上し、平成24年10月から11月にかけて取り壊しをしたところでありますので、現在、町としましては新たな設置は考えておりません。

しかし、町の一大イベントでもあります霊まつり流灯花火大会は約6万人の入込数があることなどから、こうした大きなイベントがある場合には仮設などのトイレを設置しながら対応をしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

7番、菊地 正君。

○7番

先ほど皆さんに私の分まで全部質問されてましたので余り、でも二、三の質問をしたいと思えます。

この252から駅の前まで入る道路、進入する道路、大変立派にできて、駐車場もできて喜んでおります。私としては、また大平町としては、柳津町の玄関口と見ているところがございます。それで、2月27日まさに8時ころ、五、六メートル勾配がついていますから、その勾配のところの前日に解けて氷が張って軽自動車、乗用車が252から進行したのにまた252のほうを向いてしまったと、そういうことがありまして、私は特にここに力を入れて何とかということがございますが、いや、消雪ができない、あれができないということならば、まず何もできること、やることありませんけれども、それに関連して、現在立派な駅にはトイレがございます。あの当時のつくったトイレでございますから、今ここに女性用、男性用のトイレ、そういう立派な今向きのトイレを設置したらどうかと私はいつも見ているんですけども。洋式のトイレ。この2つに対して、消雪はまずできないということならば、トイレに洋式の便器を取りつける考えはあるかないか伺います。

○議長

建設課長。

○建設課長

議員おただしの箇所は、国道側から入って大体五、六メートルのところだと思います。その勾配は大体2.5%の国道側から言えば上り勾配になっています。カーブがあるために片勾配と言いますか、片側が低くなっています。国道側から言えば右側が低くなって左側が高くなっておりますので、そちらに残った雪が解け出して凍っているのかなと思います。幅員も相当広くとってあります。勾配も緩いので、消雪等の必要はないのかなと。

ただ、駅前のほうから走ってきまして、駅前のほうが0.3%とほぼ平らな勾配になっています。加速しやすいところ、してくるのかと思いますが、その手前で十分に減速して運転していただくしかないのかと思っております。

以上です。

○議長

洋式トイレは。

地域振興課長。

○地域振興課長

柳津駅のトイレの件でございますけれども、議員おっしゃるとおり現在男女とも和式のトイレとなっております。そういったことから高齢の方とか、これから外国人の方も増えてくるかと思っておりますので、洋式化につきましては必要かというふうには思っております。現在、国のほうからインバウンド対策ということで公衆トイレの現状についての調査が来ております。国のほうに対しては要望しておりますので、今後国の補助事業などを活用できればと思っております。事業について進めていきたいというふうには思っております。

以上であります。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

横田課長、右側のほうへ行けば齋藤滝男君の道路、そしてちょうどあそこに折り込みになるのが急勾配で、今事故にならなかった場合はこちら10メートルばかり入った、今言った左側からの雪が解けてそこに上がった車がまた252のほうに向いたと。対向車もなく事故はなかったけれども、そのようなことでありますので、あそこに側溝をつくるか、またはグレーチングの側溝でも取りつけるか。勾配がついているからなお悪いような、これからも何回か寒い朝があると思います。そういうことで私はここに取り上げたわけでございますが、や

はりあの桜の木や滝男君の入り口あたりは仕方ないだろうと私も見ているんです。それから下の部分が勾配があるので、そういうふうなスリップ事故が起きるのではないかと、今後も。そういうふうなことを考えて質問に上げたわけでございます。今後、勾配までは大変でしょうから、側溝のつけかえとか何か考えがありましたらお願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

その区間については、現在側溝が整備されておりまして、多分コンクリートぶたがかかっていると思われまして。ただ、部分的にグレーチング、網の部分も何メートルかおきにはかかっていると思います。できれば、そこの雪が余り残らないようにとか、あとは側溝のふたをグレーチングに何枚か変えるかというようなことで対応してまいりたいと思います。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

延長約194メートルとこのお答えがありますけれども、私は100メートルくらいしか見てないんですよ。実測してこんなにあるんですか。いや、そんなところを聞きただしていることもないけれども、194メートルなんてこれ、いやあ、びっくりしているところなんですけれども。実測して。工事中の、工事のあれもあるでしょうから。実際こんなにあるんですか。

○議長

建設課長。

○建設課長

これは、国道の接続部から駅の現在あるトイレの区間まで194メートルであります。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

この分かれから駅前の玄関まで県道ということで私は今まで聞いてきたんです、10年も20年も。そこから向こうがこのように194メートルもあるというならば、私はこれ以上のことは言うことないですけれども、大平町内としても、こんなにあるならば消雪どうのこうのとまた二の足踏むようになります。私たち大平町としては、あの252入り口からあの危険なカーブが、15メートルくらいでもいい、20メートルでもいい消雪、その滑るところ、解けると

ころ。どうだべなっていうだけのお願いですから。全線194メートルやっってくださいというわけではないですから、この短い区間をなるべく早く、ひとつ考えてくださるようお願いいたします。

○議長

建設課長。

○建設課長

急な勾配区間につきましては、約大体40メートルになっていますけれども、そこだけのためにまず散水の消雪でやるとすれば井戸が必要になってきます。井戸については大体200メートルほど掘りますので、相当のお金、大体二千万円ぐらいかかってしまいます。そのほかの消雪の方法としましては、無散水消雪、舗装の中にパイプを入れまして地下水とか温水を回して行ってやるという方法もあります。あとは電気を利用して舗装内に伝熱管を通して温めてその熱で雪を解かしていくという方法がありますが、いずれにしても莫大な経費、近くに本当に温かい水が出る井戸があるのか。あとは近くに大容量の電源施設を設けないと伝熱線による消雪は無理であります。いずれにしても費用の面から見て、あと延長から見まして本当に必要なかと思われるので、本当に急カーブに差しかかった場合には注意して運転していただくしかないのかと思っております。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

水の心配ですけれども、ちょっと遠くなりますけれども細越の踏切の手前、あそこに田んぼがありましたから、もともと田んぼですから、あの辺を掘削すれば出ると思います。そして今度水が多ければ、県道・国道沿いのほうもその水を利用してやってくれましたら、俗に言う金子さんのあたりから。そうすると、国道沿いも喜ぶ、町内も喜ぶというような結果になると思います。水はあの辺出ると思いますよ、あれだけの大きな山が控えているから。そんなところで私の1番の質問は終わります。

○議長

引き続き、質問をどうぞ。

7番、菊地 正君。

○7番

2番目には公衆トイレ、24年度にも私は一般質問をしました。ずっと何も変わっていない。

一般質問は同じく魚淵道路、諏訪町十二所道路路線という正式な名前ですが、俗に言う魚淵道路、これに23年7月に一般質問をしているんです。にもかかわらず、今までずっと。そして、ポート屋さんの角に立派な水洗トイレがございました。23年の7月の豪雨災害で水をかぶったために取り壊すんだと。建物だけおいて機械関係だけで修理できないのかと。いやあ、200万もかかるんだという話を聞いて、私はあとということもないなど。本当にもったいない建物でございました。木造でしたけれども。機械関係を取りかえれば、すぐにあれは水洗トイレとして使われたなど今考えているんですけれども。あれからずっと、24年からずっと一般質問でやったんですけども、魚淵、そしてきよひめ公園の下まで全然トイレがございません。中の橋と道の駅、ほっと i n やないづ、大分、メーターにすればそれこそあります。何か1つ、トイレ関係、観光客、来ない、来ない、来ない。受け皿もできていないで、観光客、来ない、来ない。受け皿もできてないのに。柳津さ行かんに。じいとばあ、よっこいしょ、よっこいしょで棒をついて、あの通り歩かれますか。中の橋とほっと i n やないづ、あそこまで来るしかないですよ。どういうふうを考えているのか伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問でございますが、確かに平成23年の豪雨災の被災で平成24年度の10月から11月にかけて取り壊しをしたということで、答弁のとおりでございますが、これにつきましては、また新たに設置するには経費もかなりかかりますし、24年度の当初予算で取り壊しの経費をとっております。今回そういったことで、大きなイベントがあるときには仮設トイレを設置したいということでございますが、その区間についての仮設トイレの設置につきましても、維持管理とか設置場所の問題、また景観の問題、また悪臭とかそういったものもございますので、常時の設置についてはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

また、トイレまでの誘導看板的なものは設置しまして、観光客のほうにここからトイレまで何メートルありますよというような表示をしていけば、サービスにもつながっていくと思われまので、そういったことも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

大々的な水洗トイレでなくてもいいですから、4月から11月いっぱいくらい仮設トイレ、せめて1つくらい、国道の橋の下に場所広いところがありますから。あの辺に仮設トイレでいいですから。無理に私は言いません。仮設トイレ1つくらいせめて置くべきだなと考えておりますけれども、それに対してどういう考えかを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

先ほども申し上げましたが、維持管理や設置場所の問題、またにおいなどの問題もございますので、降雪がない期間のトイレの設置ということかと思っておりますけれども、そういったことからちょっと厳しいのかなというふうには思いますが、例えば桜のシーズンとか紅葉のシーズンにつきましては、対応が可能かどうか内部のほうで調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

先ほど申し上げるのを忘れちゃったけれども、きよひめ公園の下、夢二さんの碑がありますね。あの街灯は完全に直っているようです。夜、点滅していますから。あの音楽はどのように、町で直したのか、電力で直したのか。修理したのか。我々あの前に立って聞きますと、ちょっと変、皆さんもわかるとおり、立って聞いてください。ちょっと変だと思います。

それと、その脇に15年くらいのクリの木があります。あんなところにクリの木、ひとりが出たと思います、植えたものでなく。したから、あれはもう伐採してしまっ、あの後ろに月本さんののり面がどこまで来ているか、ちょっと話し合いをして、観光協会と話を、桜1本か2本植えられる、場所を見れば植えられるから、そのようなことで我々ライオンズクラブも7本の桜の木の苗木を見つけましたから。雪が消え次第、あそこが月本さんとの話し合いによって、また観光協会の皆さんと話し合っ、1本か2本植えたらどうかと考えております。行政としてはどんなもんか。

○議長

菊地議員に伺いますけれども、今度は桜を植えたらどうかという質問ですか。

○7番

そう、あのクリの木を切ってね。クリの木、こんなもんだから。あれは自然に生えたもん

だ。

○議長

では、地域振興課長。

○地域振興課長

クリの木の件ということでございますが、ちょっと把握しておりませんでしたので、その辺は確認していただいて、所有者が町なのか、個人なのか、その辺も調査してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

以上をもって私の質問は終わりたいと思います。

○議長

これをもって菊地 正君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。(午後3時56分)

